

砥部町景観計画 とべのいろどり



愛媛県 砥部町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 意義	2
3 位置付け	2
4 砥部町の景観の考え方	3
第2章 砥部の景観特性	4
1 砥部町の現況	4
2 とべの景観のいろいろ	8
3 住民の景観への意識	19
4 とべの景観の特性と課題	26
第3章 景観計画区域と地域区分	32
1 景観計画区域	32
2 地域区分と景観ゾーン	34
第4章 良好な景観形成に関する方針	36
1 景観計画区域全体の目標像と基本方針	36
2 景観まちづくりの体系	39
3 地域別景観形成の基本方針・麻生地域	40
4 地域別景観形成の基本方針・宮内地域	44
5 地域別景観形成の基本方針・砥部地域	48
6 地域別景観形成の基本方針・広田地域	52
7 陶街道五十三次景観ゾーン	56
第5章 良好な景観形成のための行為の制限	60
1 届出の対象行為（景観法第16条第1項）	60
2 景観形成基準（行為の制限）	62
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	72
1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	72
第7章 景観まちづくりの推進	74
1 景観まちづくりの主体と役割	74
2 景観まちづくりの推進体制の構築	75
3 今後の景観まちづくりの推進	76

第1章 基本的事項

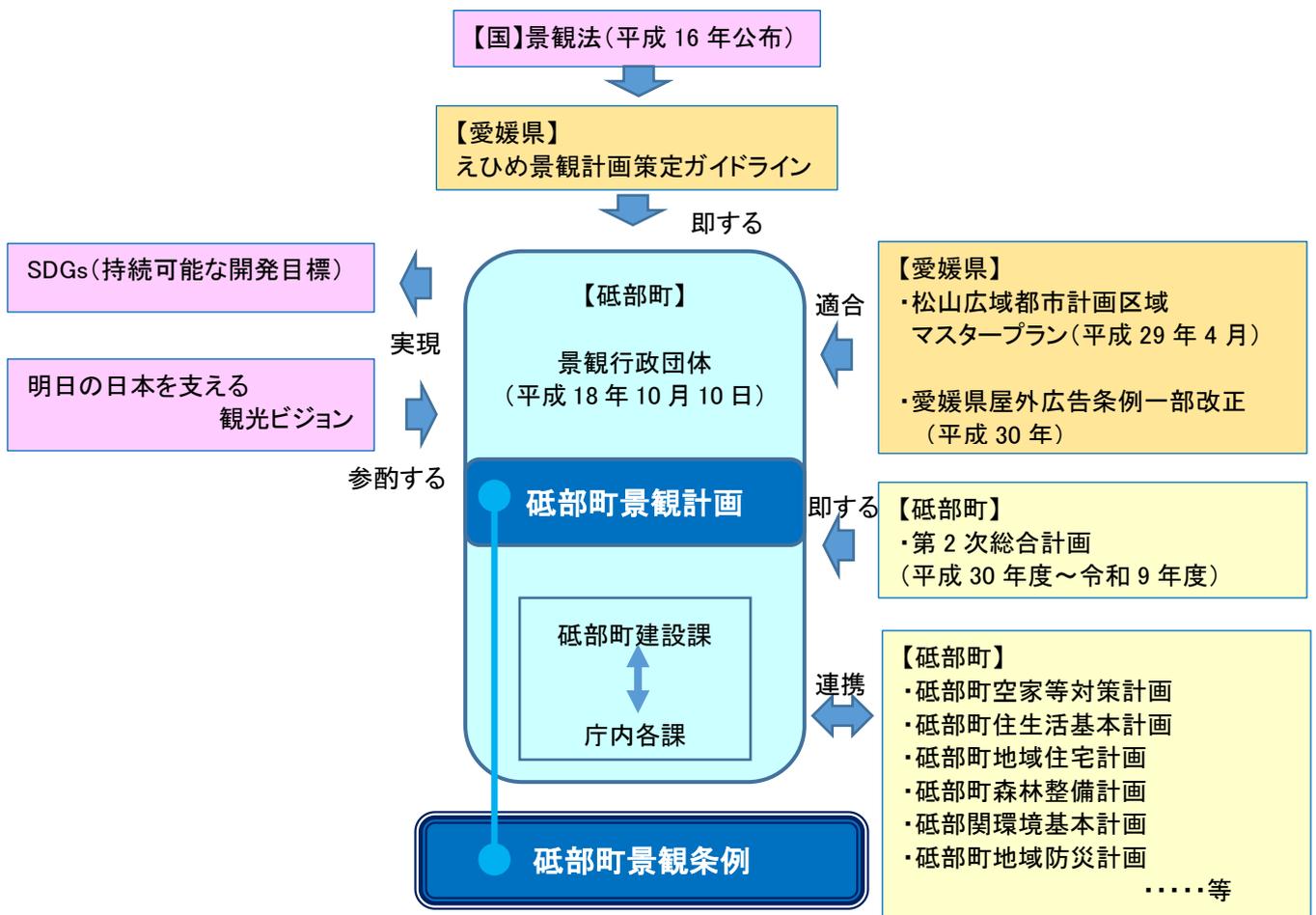
1 計画策定の背景

- ・2015年に国連本部で「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」が採択され、国では、SDGs（持続可能な開発目標・17のターゲット）実施に向けて推進本部を設置しました。都市計画の分野ではターゲット11「住み続けられるまちづくり」を目指し自主的な取組を推進することが求められています。
- ・国は、観光立国実現に向け、明日の日本を支える観光ビジョンを示し、自治体における地方創生を目標に、観光資源に磨きをかけ、美しいまちなみをつくるための景観計画策定を施策の柱に据えています。
- ・平成16年に公布された景観法に基づき、愛媛県では、県内全市町を景観行政団体へ移行する手続きを行い、えひめ景観計画策定ガイドラインを示しました。平成30年には、愛媛県屋外広告条例の一部改正を行いました。
- ・古墳時代後期より須恵器などの陶器が作られていましたが、江戸時代に磁器作りが始められ、現在の砥部焼の歴史が始まりました。数々の技術革新により、現在まで砥部焼の文化を継承しています。昭和51年に砥部焼が国の伝統工芸品に指定、平成7年に砥部焼の地球儀が国連欧州本部に設置、平成17年に愛媛県の無形文化財に指定されました。
- ・陶街道五十三次は、日本風景街道の認定を国土交通省より受け、スタンプラリーの取組は観光振興に寄与しています。
- ・第2次総合計画の本町の将来像「文化とところがふれあうまち」を目指し、その実現に向けた4つの要素「やすらぎ」「はぐくみ」「いろどり」「かいてき」のうち、「いろどり（人々の交流や産業の発展により本町に生まれる彩り）」は魅力的な地域資源を活用していくものであり、美しい景観づくりは、本町の地域資源の魅力の向上に欠かせず、さらに暮らしの質を高めていくものです。本町の将来像実現に向けて、「砥部町景観計画～とべのいろどり～」を策定します。

2 意義

本計画は、住民・事業者・行政が連携・協働して、本町の豊かな暮らしづくりと地域振興、あるいは観光振興を目指すための、景観法に基づく、総合的、かつ、計画的に景観づくりを推進する景観形成の基本方針やルールを体系的に示すものです。

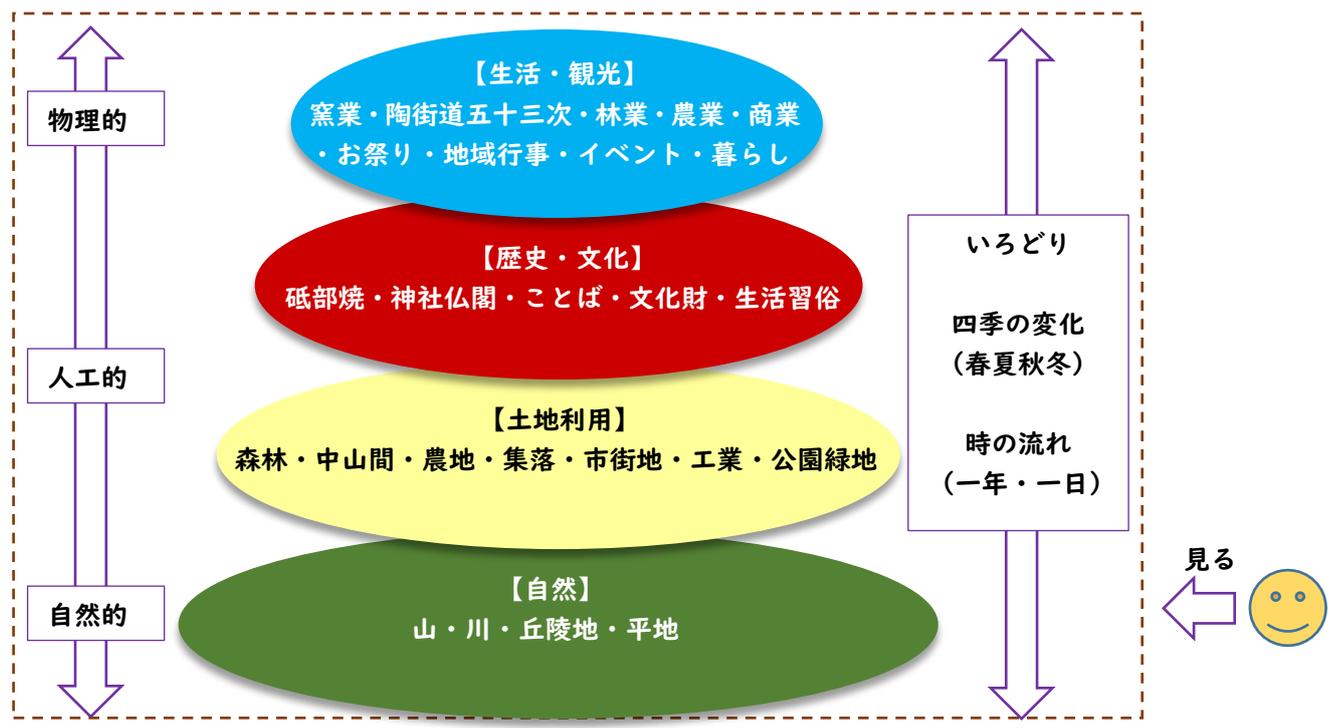
3 位置付け



4 砥部町の景観の考え方

(1) 砥部町の景観の捉え方

本計画では、「景観とは、人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、本町の歴史と文化、自然、気候風土、地形、生活の知恵や技術、社会的風潮やトレンド、時代の規範や規制、まちづくり活動やイベントのにぎわい、伝統産業の活力等様々な要素を、見る人の知識、経験、価値観等を通じてまちの雰囲気を感じ取るものを含めたもの」と定義します。



本計画の捉え方は、視覚化された景観は見る人により大きな個人差が生じます。多様な暮らしの中で共有する枠組みを設定し、多様な主観的認識・理解・評価が成り立つようにルール化していくものです。

(2) 景観まちづくりと地域振興の相乗効果

景観は、まちづくりの一つであるため、様々な分野と結びつくことが期待できます。自然環境と人の営みの暮らしの中で、表現されてくるものが景観であるすれば、すでにまちの中に歴史・文化、生業等が含まれています。景観資源を保全していくことは、住民の営みと暮らしづくりに他なりません。景観まちづくりを進めることで、定住人口、交流人口、関係人口の拡大、更には地場産業の活力を生み、まちづくりの各分野において相乗効果を生み出し、地域振興へ繋がる可能性があります。



第2章 砥部の景観特性

1 砥部町の現況

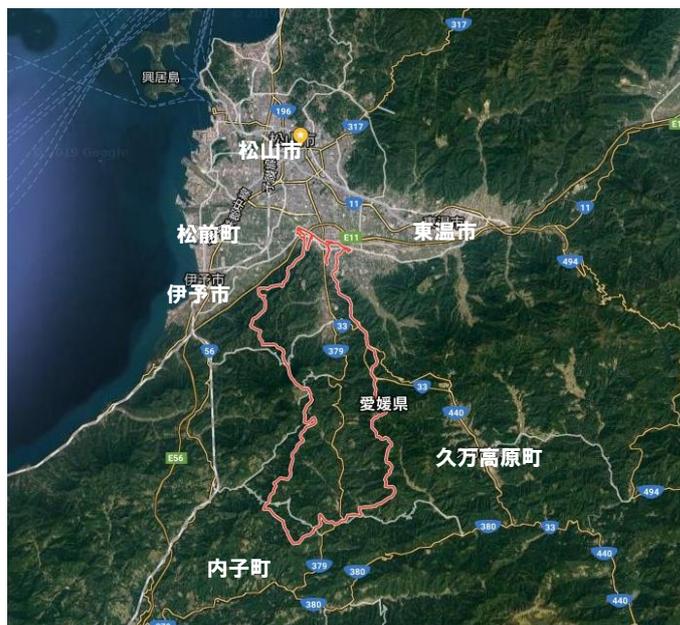
(1) 位置・地勢

平成17年1月1日、「砥部町」と「広田村」が合併し、新「砥部町」が誕生しました。本町は、愛媛県の中央に位置し、北部は県都松山市に重信川を隔てて接しています。西部は松前町、伊予市、東部は松山市、久万高原町、南部は内子町と接しています。

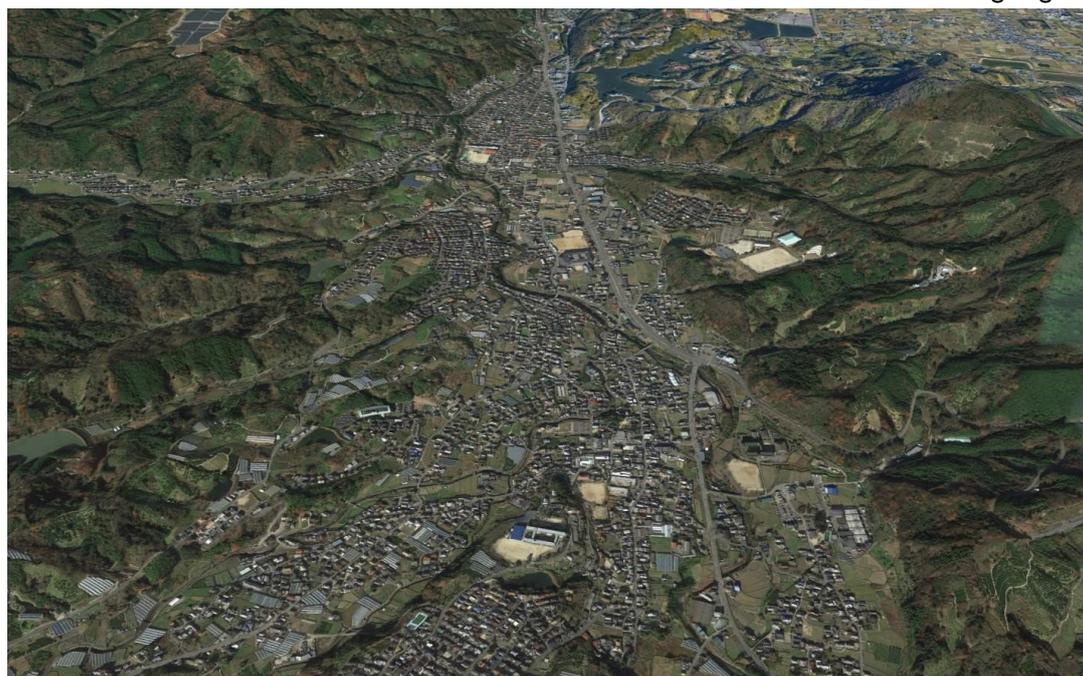
本町の砥部地域は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れ、盆地状の地形となっています。また、南部に向かうにつれ標高が高くなり、広田地域は北ヶ森(1,010m)、三郷の辻(932m)等の高峰に囲まれた山間地域になっており、大部分が15度以上の傾斜地という、起伏の多い地形となっています。町域面積101.59km²の7割は森林となっています。

南北に流れる砥部川沿いに国道33号が走り、集落が開けています。砥部地域は全体がなだらかな丘陵地にあり、松山市との北東の境の丘陵地には、とべ動物園、えひめこどもの城、愛媛県総合運動公園等の集客性の高いレクリエーション施設が立地しています。

(一部引用：第2次砥部町総合計画)



砥部町の位置 (引用：google earth)



砥部町の市街地 (引用：google earth)

(2) 気候

本町の気候は、地域ごとに異なっています。北部は年間を通して温暖な気候ですが、南部の山間部は、冬季に15cm程度の積雪もみられます。また、その中間部は、寒暖の差が大きな盆地的気候となっています。全体的には良好な気候となっており、居住に適した地域となっています。

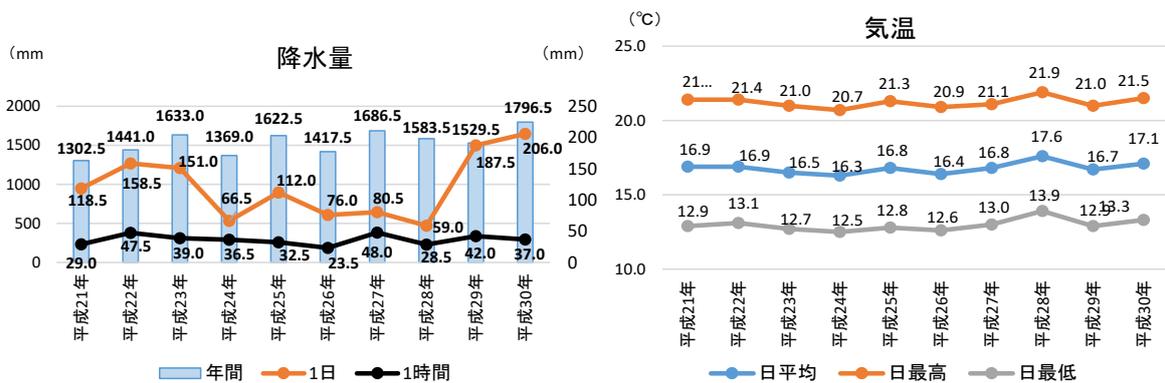
北部の平地部と南部の山地部の標高差と気温差があり、四季の変化の中で、農業の営みとその果樹や作物の恵を楽しむことのできる気候風土であり、自然景観と人の営みが四季の気候変化とともにいろいろ鮮やかに砥部町の景観を形成しています。

(一部引用：第2次砥部町総合計画)

■砥部町の気候（平成21年～平成30年の平均）

気温(°C)			降水量(mm)		年間 平均風速 (m/s)	年間 日照時間 (h)
平均気温	最高気温	最低気温	年間降水量	日最大 降水量		
16.8	36.3	-1.80	1,538.2	121.6	2.2	2,002.9

※観測地点：松山地方気象台 資料：気象庁



資料：気象庁

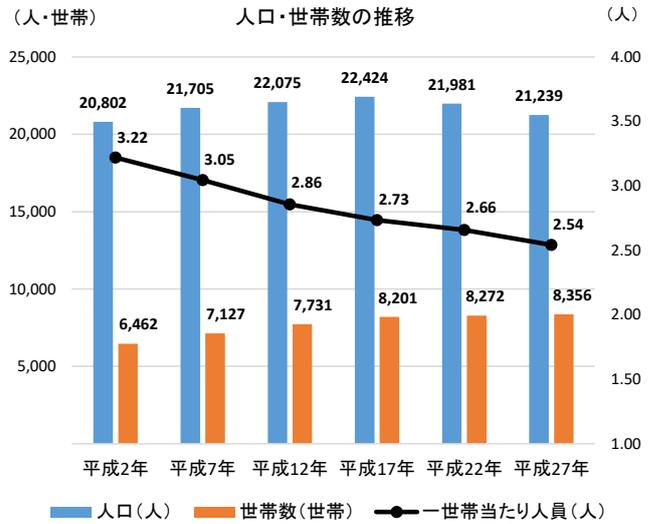
(3) 人口

本町の人口は、平成17年以降減少の一途をたどり、平成27年には人口が21,239人となっています。一方で、世帯は、増加傾向にあり平成27年では8,356世帯となっています。

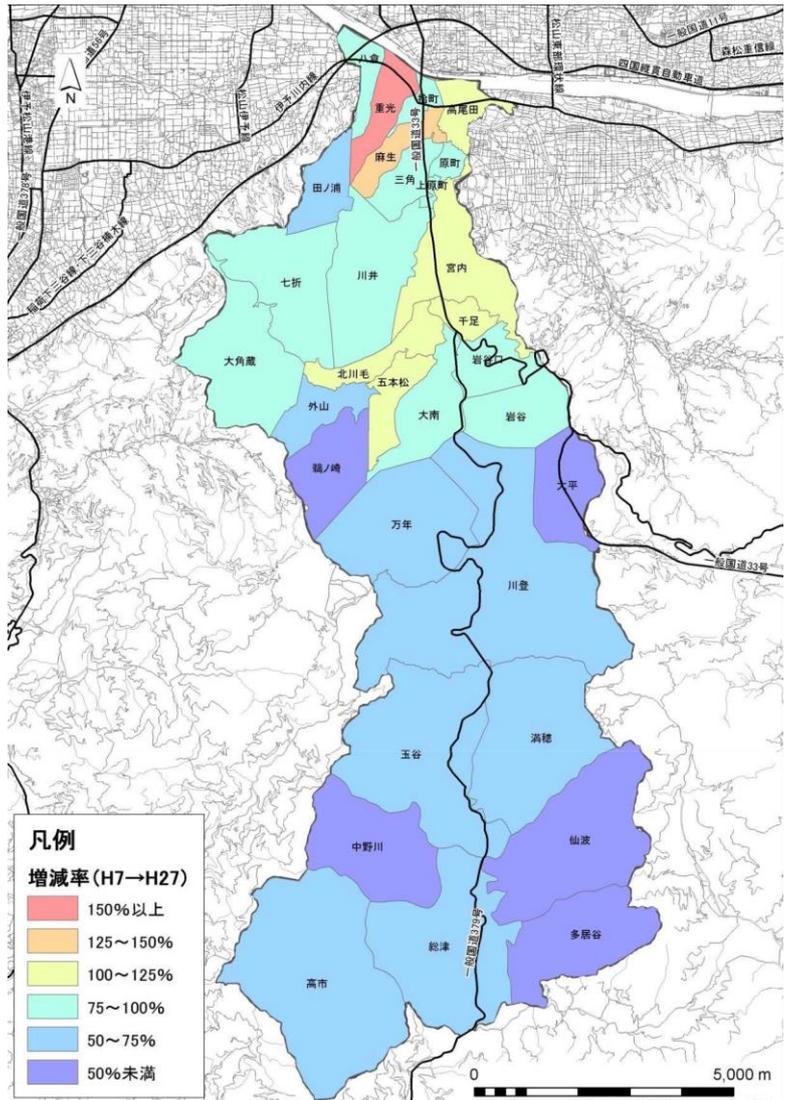
1世帯当たりの人員数については、減少し続けており、平成27年では2.54人となっています。人口が減少する中で、世帯人員も減少すると、高齢化を背景に高齢者の独居世帯の増加が想定されます。

人口が増えているのが北部の麻生地区の市街地です。それ以外の地域は減少傾向にあり、砥部地区の南部から広田地区までの人口減少が大きくなっています。

南部は、人口減少により、空き家の発生、耕作放棄、森林の管理放棄が想定され、景観への影響を避けるため、今後の配慮が必要です。



資料：国勢調査※平成2年～平成12年は、旧砥部町と広田村の合計値



地域別の人口推移
出典：空家等対策計画

(4) 産業

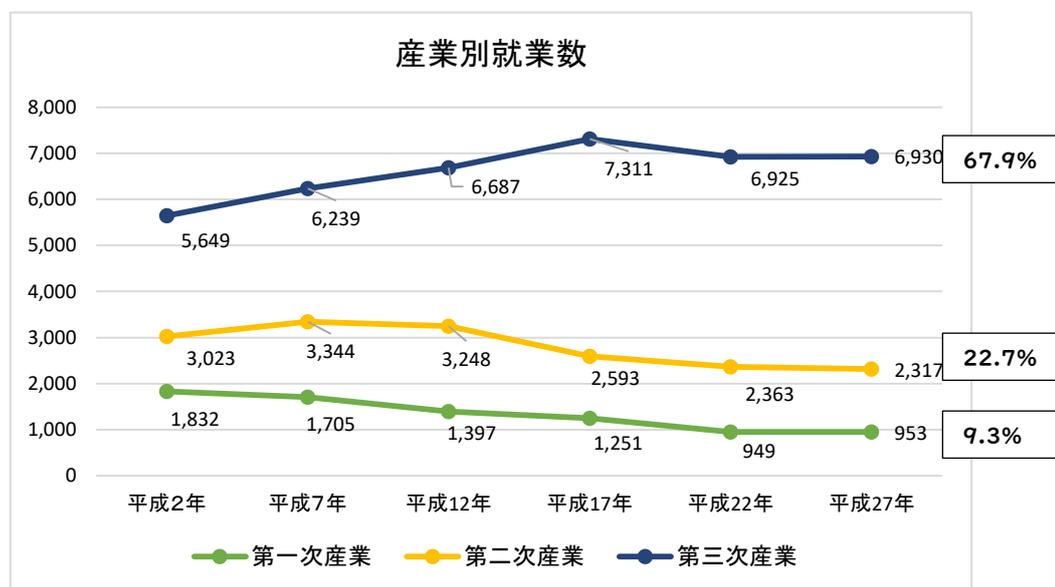
本町の産業構造は、平成27年の就業者数は10,200人で、生産年齢人口と比例して減少傾向で推移しています。就業構造の推移をみると、第一次産業と第二次産業が減少傾向にあります。第三次産業は平成17年以降横ばい傾向にあります。

また、県平均と比べて第一次産業の構成比が少し高いですが、県平均とほぼ同じ傾向となっています。

今後第一次産業の従事者数に減少傾向が続くと、耕作放棄や集落の手入れが行き届かなくなることが想定され景観への影響を避けるため、今後の配慮が必要になります。

参考) 愛媛県の就業構造(平成27年)

第一次産業 7.7%、第二次産業 24.3%、第三次産業 68.0%



資料：国勢調査

■ 砥部町的主要な特産品

分類	品目
農産物	米、なす、トマト、たまねぎ、きゅうり、ハクサイ、自然薯、梅、くり、温州みかん及び柑橘類、桃、柿、キウイフルーツ
農産加工品	梅干し、梅シロップ、梅茶、梅ジャム、乾しいたけ、醤油、こんにゃく、生うどん、生そば、しばもち
工芸品	砥部焼
その他	パン、菓子類、惣菜パン

資料：砥部町ホームページ、グラフと統計でみる農林水産業(2015年農林業センサス)

2 とべの景観のいろいろ

(1) 陶街道五十三次と砥部焼アートの「学び」「創作」「体験」のいろいろの景観

◆陶街道五十三次

旧砥部町と広田村の合併を機にスタートした、陶街道五十三次は、砥部焼の里を巡るスタンプラリーです。53のポイントは、砥部町内の国道33号と国道379号沿いに点在する景観と観光に資する資源であり、「自然・歴史・文化・砥部焼」にちなんだもので、「学び」と「遊び」を兼ね備えたものとなっています。



◆日本風景街道の認定

平成21年国土交通省より日本風景街道に陶街道五十三次が登録されました。



◆都市景観の魅力・砥部焼アート

砥部焼の里の魅力をアピールする砥部焼アートのオブジェが大南商店街を中心に設置されています。空間を彩るアート作品は、砥部町の個性と魅力を発信しています。

砥部焼のイメージは食器にあります。食器分野を飛び出して、町内の空間の中に巨大な陶製モニュメント「愛伊砥くん」や陶壁画の作品が設置され、砥部焼の魅力を伝えるとともに砥部町の都市景観としての価値を生んでいます。



◆都市景観の魅力・砥部焼の施設

陶街道五十三次のポイント、砥部焼伝統産業会館等の施設は、「体験」「学び」「遊び」の要素があり、集客性に富んだ施設が豊富にあります。それら公共施設や窯元、道路等の公共空間の彩りは本町の重要な景観資源となります。

砥部焼オブジェ
上／中央公民館の友愛の像
中／中央公民館の陶壁画
下／JA砥部の陶壁画

◆伝統産業都市モデル地区に指定

こうした砥部焼文化を軸としたまちおこしは、昭和54年に国土庁(現国土交通省)から、砥部焼を中心とした伝統産業集積地である砥部町が、伝統産業都市モデル地区に指定され、「愛媛県伝統産業都市モデル地区整備事業基本計画」が策定された経緯がある。その基本計画の一環で、陶祖ヶ丘の整備、陶芸施設整備、登窯の煙突保存、陶壁設置等が行われました。

(2) 公園の「遊び」「体験」「交流」のいどりの景観

◆愛媛県立とべ動物園

昭和 63 年町内上原町に敷地面積 11.2ha という規模で開園し、その内容とともに西日本でも有数の人気動物園となる愛媛県立の動物園です。平成 30 年度の年間入園者数は、46 万人、50 万人を超える年もあります。家族、女性の来訪者が多い特徴があります。

園内には緑が多く配置され、自然環境の豊かな動物園です。



とべ動物園入口

◆愛媛県総合運動公園

砥部町と隣接する松山市上野町にまたがる丘陵地に、スポーツ振興を図るとともに幅広いレクリエーション活動の場として昭和 54 年に開園し、敷地内にとべ動物園、ニンジニアスタジアム、体育館、こども広場、キャンプ場等の施設が設置されています。

平成 29 年の年間利用者数は、77 万人となっています。



愛媛県総合運動公園

◆えひめこどもの城

県立の大型の児童厚生施設として、平成 10 年に愛媛県総合運動公園に隣接して 35ha の規模で設置されました。様々な遊びや体験学習の施設が設置されています。平成 29 年度の年間利用者数は、37 万人となっています。



えひめこどもの城

◆なだらかな丘陵地の自然環境と「遊び」「体験」のいどりの景観

動物園、総合運動公園、こどもの城は年間利用者数が多く、県内随一の集客を誇り、各施設では砥部焼きに関する体験プログラムが実施されており、本町の地域振興に深くかかわっています。自然景観と「遊び」「体験」を演出するいどりの景観保全是重要になります。

(3) 自然のいよどりの景観

雄大な山容で町のシンボルになっている障子山、地球のダイナミズムに触れることができる衝上断層、岩肌が見事な造形を見せる仙波溪谷など、砥部町には四季をいよどる様々な自然の風景景観があります。

特徴的なのは、自然と人の営みから生まれている美しさです。人工的な施設も含めて観光資源となっています。例えば、柑橘や稲作等の栽培のための農業用水を確保するために、人の手で拓かれたダム湖やため池は、年月を重ねるごとに周囲の自然との調和が進み、新たな観光資源となっています。



左上／障子山
左中／通谷池
左下／長曾池

右上／七折梅園
右下／仙波溪谷

(5) 砥部町内の文化財・歴史と文化のいそどりの景観

◆国指定文化財

■ 記念物（史跡、名勝）

分類	名称	指定年月日
天然記念物	砥部衝上断層（岩谷口・大南）	昭和13年5月30日指定

■ 有形文化財

分類	名称	建築年代
登録有形文化財 （建造物）	佐々木酒造煉瓦煙突（総津）	明治後期
	佐々木酒造主屋（総津）	明治41年頃

資料：国指定文化財等データベース（文化庁）

◆愛媛県指定文化財

■ 文化財（主な建造物、工芸、史跡、名勝、天然記念物、無形文化財）

分類	名称	所在地
有形文化財（建造物）	霊岩寺の厨子及び須弥壇	岩谷（霊岩寺）
記念物（史跡）	大下田古墳群	上原町
無形文化財（工芸技術）	砥部焼（保持者：亀田茂樹）	北川毛
無形文化財（工芸技術）	砥部焼（保持者：白潟八洲彦）	五本松

資料：砥部町「国・県・町指定文化財の一覧(令和2年2月末現在)」

◆町指定文化財

■ 文化財（景観に関わる文化財のみ掲載しています）

分類	名 称	所在地
有形文化財（建造物）	理正院楼門	麻生（理正院）
有形文化財（建造物）	梅山大登り窯	大南
有形文化財（建造物）	薬師堂・附棟札	高市
有形文化財（建造物）	高森三島神社本殿・附棟札	高市
有形文化財（建造物）	総森三島神社本殿及び拝殿	総津
記念物（史跡）	大森彦七供養塔	宮内
記念物（史跡）	窪田兵右衛門の墓	八倉
記念物（史跡）	魔住が窪	重光
記念物（史跡）	庄屋善兵衛の墓	北川毛
記念物（史跡）	砥石山	外山
記念物（史跡）	佐治右衛門の墓	川登
記念物（史跡）	窪田兵右衛門の墓碑	重光（円通寺）
記念物（史跡）	上原窯跡	外山
記念物（天然記念物）	五本松の大いちょう	五本松
記念物（天然記念物）	もがし	八倉（集会所）
記念物（天然記念物）	熊野神社の柏の木	岩谷口（熊野神社）
記念物（天然記念物）	麻生の棕の木	麻生
記念物（天然記念物）	高森三島神社のケヤキ 2本	高市
記念物（天然記念物）	仙波分校跡のムクノキ	仙波
記念物（天然記念物）	千人塚の小米桜（エドヒガン）	高市
記念物（城跡）	千里城址	川登
記念物（古墳）	水満田古墳群	麻生

資料：砥部町「国・県・町指定文化財の一覧(令和2年1月1日現在)」

(6) 主要な施設・生活のいよりの景観

◆主要な公共施設

分類	名称	所在地
小学校	麻生小学校	高尾田
	宮内小学校	宮内
	砥部小学校	大南
	広田小学校	総津
中学校	砥部中学校	千足
教育その他	高市山村留学センター	高市
公民館	中央公民館	宮内
	ひろた交流センター	総津
公会堂	文化会館	宮内
図書館	町立図書館	宮内
博物館	坂村真民記念館	大南
産業系施設	ふるさと生活館	総津
庁舎等	砥部町役場 本庁舎	宮内
福祉施設	総合福祉センターはらまち	原町

資料：砥部町「『公共施設等総合管理計画』に基づく個別施設計画策定方針」

◆主要な砥部焼関連施設

分類	名称	所在地
砥部焼体験	陶芸創作館	五本松
	農村工芸体験館	総津
砥部焼博物館 即売所	砥部焼伝統産業会館	大南
砥部焼体験 即売所	砥部焼観光センター 炎の里	千足
	砥部焼陶芸館	宮内
陶芸作業場	第1陶芸作業場	総津
	第2陶芸作業場	総津
	第3陶芸作業場	総津
窯元・砥部焼体験	梅山大登窯 梅野精陶所	大南
窯業団地	陶里ヶ丘	五本松
窯元	陶芸舎（中田窯）	総津

資料：砥部町観光ガイド「とべ陶街道をゆく」

◆主要なレクリエーション施設

分類	名称	所在地
社会体育施設	陶街道ゆとり公園	千足 他
	田ノ浦町民広場	田ノ浦
	ひろた町民グラウンド	総津
	大南町民広場	大南
	岩谷ロプール	岩谷口
	愛媛県総合運動公園	上原町 他
動物園	愛媛県立とべ動物園	上原町 他
大型児童館	えひめこどもの城	宮内
温浴施設	とべ温泉湯砥里（ゆとり）館	宮内
休憩・飲食施設	農村食堂こぶしの家（林間休憩施設）	総津
土産店・町 PR 施設	とべの館（とべ動物園）	上原町
道の駅・産直市	道の駅ひろた 峡の館	総津
宿泊施設	交流ふるさと研修の宿 ひろたの森	総津
古墳公園	水満田古墳公園	麻生
キャンプ場	長曾池キャンプ場	総津
公園	銚子ダム公園	川登
	陶祖ヶ丘	大南
	砥石山公園	外山

資料：砥部町「『公共施設等総合管理計画』に基づく個別施設計画策定方針」
砥部町観光ガイド「とべ陶街道をゆく」

◆主要な地場産業関連施設

分類	名称	所在地
私設博物館	とべおかしのからし館	大南
酒蔵・資料館	初雪盃酒造資料館	大南
醤油工場	手づくり醤油工場 佐川醸造	大南

◆詩碑

分類	名称	所在地
詩碑	「念ずれば花ひらく」百番碑 坂村真民	宮内

◆モニュメント

分類	名称	所在地
モニュメント	陶街道夢タワー「愛伊砥くん」	拾町
	「ようこそ とべ町へ」モニュメント	拾町
	砥部焼陶芸館陶壁画と手水鉢	宮内
	中央公民館の友愛の像	宮内
	中央公民館の陶壁画	宮内
	砥部町庁舎の四季山水陶壁画	宮内
	文化会館の井上正夫胸像と資料室	宮内
	陶街道ゆとり公園アリーナへの道陶板	宮内
	とべ温泉湯砥里館の陶壁画	宮内
	松山南高等学校砥部分校の陶壁画	岩谷口
	砥部焼陶里ヶ丘石碑	五本松
	陶板の道	大南
	陶祖ヶ丘の陶壁画・モニュメント	大南・五本松
	JA 砥部の陶壁画と映写機	大南

(7) 四季折々の行事・にぎわいのいろどりの景観

◆2月（如月）

・如月忌（きさらぎき）

砥部町出身の井上正夫は、抜群の演技力で映画・舞台にと活躍した名優です。命日には、縁ある人や地元有志が、墓参、献歌、講話などで偉大な俳優を偲びます。

・七折梅まつり：七折

30種類約16,000本の梅の花が咲く時期に合わせて、梅のタネ飛ばし大会やもちまきなどのイベントが行われます。

◆4月（卯月）

・砥部焼まつり：千足、大南

砥部焼の大イベント。毎年10万人を超える来場者があり、日用食器から高級品まで約10万点を、全窯元が感謝価格で販売します。

・山菜まつり

地元の野山で採れた新鮮な山菜の即売ほか、山菜をふんだんに使った加工品や陶街道名物「湯だめうどん」の販売を行います。

◆5月（皐月）

・ほたるまつり

ほたるが最も多く飛び交う時期に行われる、ほたるの鑑賞会。町内各地域の会場でイベントが行われます。

・ぼっかぼかまつり

町の子育て支援にかかわる施設や団体が集まって、楽しいイベントを開催します。

・ウォークラリー大会：大南他

見る、知る、歩く、わたしの町。ウォークラリーで「陶街道」に行く。

◆6月（水無月）

・権現山お山開き：広田

古くから山岳信仰を集める標高440mの権現山のお山開きです。

◆7月（文月）

・権現山流しそうめん：広田

標高440mの権現山のふもとで夏季に行う流しそうめんは、盛夏に涼を求める人たちでにぎわいます。

◆8月（葉月）

・ 広田七夕まつり：広田

イベント会場では「立花（たちばな）太鼓」「鼓舞姿（こぶし）太鼓」「カラオケ」などを鑑賞したり夜店を楽しめます。

・ 夜の動物園：上原町

ふだんとは違う夜の動物たちの様子が楽しめる、愛媛県立とべ動物園の人気イベントです。園内は動物が見えるような照明とイルミネーションで幻想的です。

◆11月（霜月）

・ 秋の砥部焼まつり：千足

窯元との対面販売が大好評。約60の窯元が感謝価格で販売します。

・ 砥部陶街道文化まつり：宮内

町民による芸術文化の展示や活動成果の発表会。

・ 広田ふるさとフェスタ：広田

山間に広がる広田地域で開催されるイベントです。郷土芸能発表のほか、キャラクターショーや歌謡ショー、高原野菜などの販売が行われます。

・ ナイトファンタジー：宮内

愛媛こどもの城で行われるイルミネーション行事です。約16万球のイルミネーションがこどもの城を彩ります。

◆12月（師走）

・ 自然薯まつり

砥部町の特産品である『じねんじょ』の即売や『じねんじょを使った料理』の試食などを行っています。

◆四季を通じて行われるイベント

・ とべ日曜日：大南

奇数月の第2日曜日に、大南のとべ日曜日会場で実施され、新鮮野菜や果物、手づくり惣菜などを販売しています。

・ 川登市場：川登

毎月第2日曜日、旧庄屋「坪内家」を会場に、屋敷の保存活用に取り組む住民グループが野菜の販売を行うほか、農作業体験などもあります。

3 住民の景観への意識

◇ 町民アンケート

- ・調査時期：令和元年8月10日～8月26日
- ・調査対象者：砥部町内に在住の18歳以上の住民
- ・配布部数：1,000人
- ・抽出方法：小学校区毎に年齢別無作為抽出
小学校区：麻生小、宮内小、砥部小、広田小
- ・配布方法：郵送配布、回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
砥部町在住の住民	1,000	392	39.2%

◇ 中学生アンケート

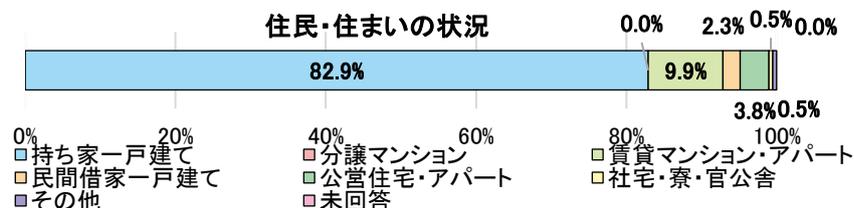
- ・調査時期：令和元年9月2日～9月20日
- ・調査対象者：砥部中学校に在学中の中学3年生
- ・配布部数：200人
- ・抽出方法：中学3年生全員に配布
- ・配布方法：学校を通じて配布、回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
砥部中学校に在学中の中学3年生	176	171	97.2%

砥部町の居住等の状況と景観

◇砥部町の働く世代は、37.8%は町外の就業地となっており、通勤時の移動は特定の通勤ルートを往復していると想定するならば、通勤時に見る機会が多い景観は、国道33号等の幹線沿道の景観や道路空間から見る周囲の眺望等になります。

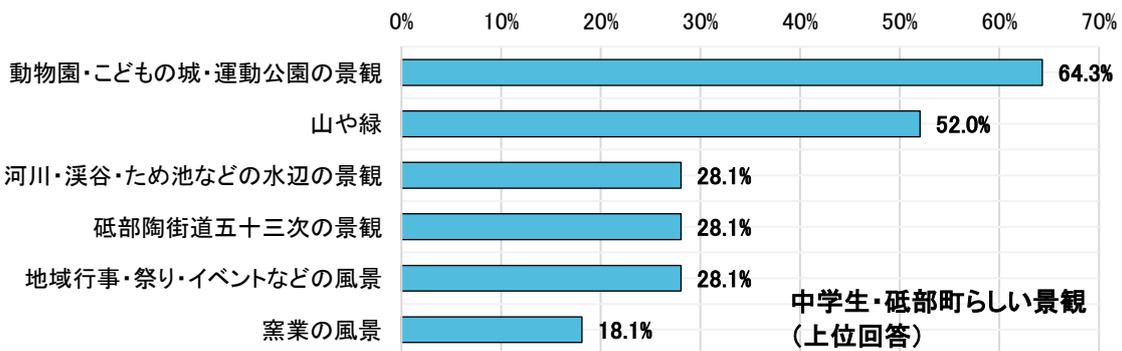
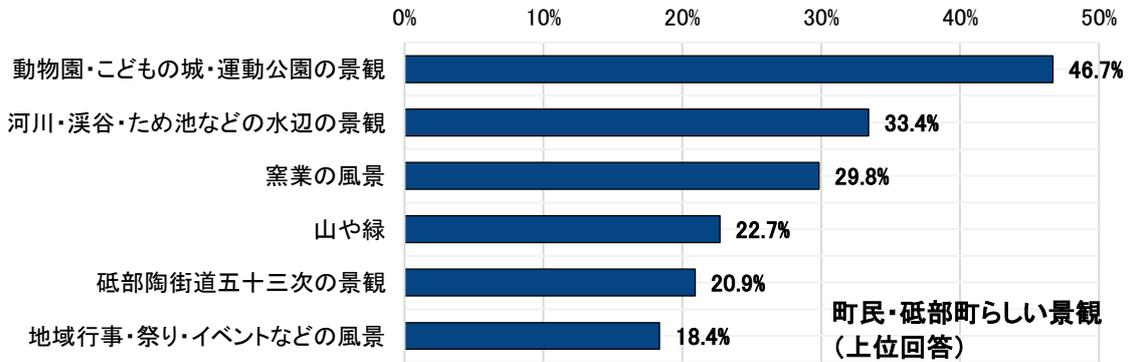
◇砥部町の住民は居住歴が長く、20年以上の居住歴は67.9%であり、10年以上となると85.0%になり、その8割以上は持ち家に居住し、市街地の住環境、農村の田園環境の中で暮らしています。住民が普段から接している景観は、住宅エリアから周囲の自然景観や身近なまちなみの景観となります。



◇1人世帯は1割以下と少なく、家族との暮らし(87.6%)の中で砥部町の景観と関わっています。

住民が選ぶ砥部町らしい景観

◇砥部町らしい景観は、「動物園・こどもの城・運動公園の景観」の施設、「山や緑」と「河川・溪谷・ため池などの水辺の景観」の自然景観、「窯業の風景」と「砥部陶街道五十三次の景観」の砥部焼文化と関連施設の3つが挙げられます。



◇動物園・こどもの城・運動公園の景観

施設の近隣の麻生地区と宮内地区では、5割以上の方が砥部町らしい景観資源として、一番に挙げています。また、回答者全員から、砥部町らしい、重要な場所を具体的に挙げてもらうと、動物園・こどもの城・運動公園への意見は、123件/380人となっており、3割以上の支持を得ています。年代別にみても、40歳代を除き、5割以上の方が一番に挙げています。

中学生の意見では、6割以上の方が一番に挙げており、砥部町らしい、重要な場所を具体的に挙げてもらうと、114件/171人となっており、6割以上の支持を得ています。

また、動物園・こどもの城・運動公園の施設は、年間を通じて、町民のみならず多くの来訪者が訪れる施設であり、観光視点での景観配慮は望まれる施設です。

よって、動物園・こどもの城・運動公園の施設と施設周辺と一体となる眺望あるいは施設からの眺望は、砥部町らしい景観資源として扱うことが望まれます。

◇砥部町の自然景観

砥部町の自然景観については、河川・渓谷・ため池などの水辺の景観は、宮内地区と砥部地区で4割以上、麻生地区と広田地区で3割以上の支持を得ています。山や緑の景観は、砥部地区と広田地区で3割以上、麻生地区と宮内地区で2割以上の支持を得ています。自然景観を、農山村集落、田園風景、営農や営林の風景の観点では、1割以下の支持となっています。

中学生の意見では、山や緑が5割以上、水辺の景観は3割以下の支持となっています。砥部町の景観で注目する場所を聞くと、低い所から見る山並みと森林が3割以上の支持を得ています。

具体的な自然景観は、水辺の景観では、衝上断層、赤坂泉、通谷池、仙波渓谷、長曾池、権現山白糸の滝、銚子ダムと滝、重信川、幸田池などです。山や緑の景観では、権現山、障子山、大友山、みかん山、七折、砥石山などです。

砥部町の住民は居住歴が長く、持ち家比率が高くもあり、住居エリアから見る自然景観や散策や通勤など日常的に水辺の景観や山の景観に触れる機会が多い事もあり、暮らしを豊かにする自然景観は大切になります。

よって、砥部町の自然景観は、河川・渓谷・ため池などの水辺の景観と山や緑の景観を砥部町らしい景観資源として扱うことが望まれます。

◇砥部の伝統産業窯業と砥部陶街道五十三次の景観

広田地区を除いて、窯業の風景は3割、砥部陶街道五十三次は2割の支持を得ています。具体的には、スタンプラリーの場所（陶里ヶ丘、陶祖ヶ丘、衝上断層等）、五本松、川登、大南の地域名、窯元、国道33号の砥部焼の壺、陶街道夢タワー「愛伊砥くん」等が挙げられています。

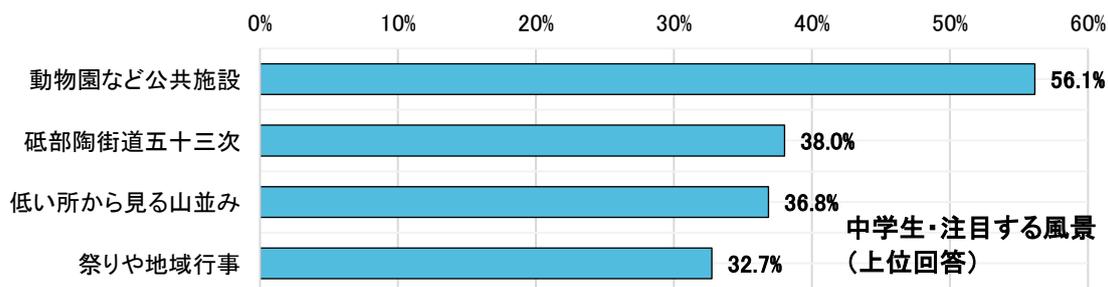
中学生の意見では、砥部陶街道五十三次の景観を3割弱の方が選んでいます。窯業の風景としては18.1%となっています。具体的には、スタンプラリーの取組とその場所（赤坂泉、陶街道ゆとり公園等）、窯元、国道33号の砥部焼の壺、陶街道夢タワー「愛伊砥くん」等が挙げられています。

地場産業としての砥部焼の認知度の高さは言うまでもなく、今後も文化の継承と生業の溶け込んだ風景の継承は大切であり、その中で来訪者への景観配慮は大切になります。

よって、砥部焼文化に関する景観は、窯元や施設がまとまった地区、窯元や施設とその周辺の景観は砥部町らしい景観資源として扱いことが望まれます。

◇中学生が注目する砥部町の風景場所

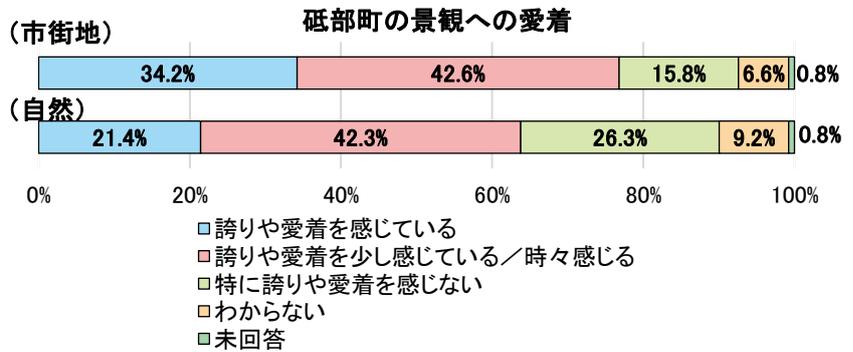
中学生の意見では、動物園などの公共施設56.1%、砥部陶街道五十三次38.0%、低い所から見る山並み36.8%、祭りや地域行事32.7%、森林30.4%が上位に挙げられています。中学生も砥部町らしい景観特性を動物園、こどもの城、運動公園の施設、伝統産業窯業、山や森林と捉えていることがうかがえます。



住民の景観への愛着

◇市街地や自然景観への高い愛着

砥部町の市街地と自然への住民の愛着意識は、少しでも愛着を感じている割合は、市街地で6割以上、自然では7割以上と高くなっています。10～15年程度以前からの景観の変化について、市街地では、変わらないと感じている意識は3割以上、しかし、4割以上が少しでも良くなったと感じています。自然では、変わらないと感じている意識は4割以上、2割の方は良くなったと悪くなったに同数が感じています。

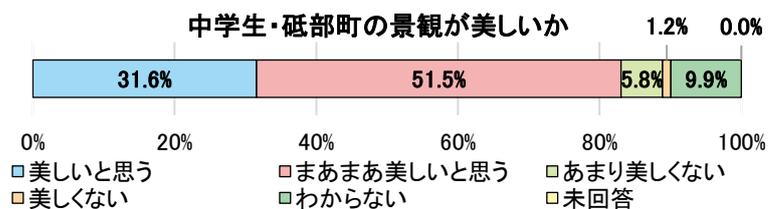


◇中学生の残したい景観や風景

中学生にこれからも残していきたい景観や風景をうかがうと、注目する場所で挙げられているものと同様の傾向で、動物園など公共施設 50.9%、森林 39.8%、砥部陶街道五十三次 34.5%、祭りや地域行事 33.9%が上位に挙げられています。自由意見では、砥部町の景観は美しいと思う、砥部町は緑あふれる町なのでこのままでいいと思う、農地や森林は美しいままでいてほしいなど砥部町の景観の良いところが挙げられています。

◇砥部町の景観や風景を美しいと感じている中学生が8割超

中学生は住んでいる場所の景観や風景を8割以上まあまあ美しいと感じています。反対に、少しでも悪くなったと感じている割合は1割程度となっています。中学生も砥部町の景観や風景に愛着を感じているといえます。

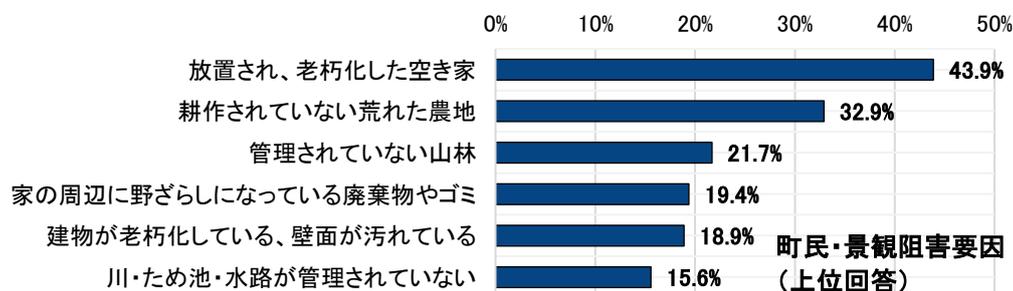


砥部町の景観課題

◇景観の阻害要因

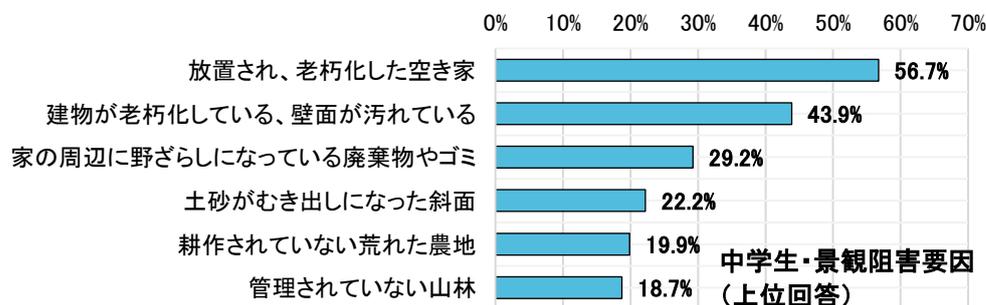
砥部町の景観を損ねているものは、放置された空き家 43.9%、耕作されていない農地 32.9%、管理されていない山林 21.7%、川・ため池・水路が管理されていない 16.1%が上位回答に挙げられています。全て、適正な管理がなされていない事が景観を損ねていると意識していることがうかがえます。建築形態の統一感が無い、案内標識やモニュメントの統一感が無い、看板の色やデザインがまちなみと調和されていない、擁壁やブロック塀が見苦しい、眺望を阻害するような建築物や構造物、ビルの屋上の広告物やアンテナ、建築等の色彩など、景観形成基準に取り上げられる建築物や構造物への規制やルール化に繋がるものへの意識は1割以下と低くなっています。具体的な意見では、道路と河川に草が生い茂っていること、ゴミの放置、管理されていない空き地と空き家が目立つこと等が挙げられています。

景観課題は、公共施設の維持管理がなされていないこと、空き地と空き家の発生、農地や山林の適正な管理がなされていないことが挙げられます。



◇まちの中の汚れと管理放棄

中学生に砥部町の景観を損ねているものをうかがうと、放置された空き家 56.7%、建物が老朽化している・壁面が汚れている 43.9%、家の周囲に野ざらしになっている廃棄物やゴミ 29.2%、土砂がむき出しになった斜面 22.2%、耕作されていない農地 19.9%、管理されていない山林 18.7%、が上位回答に挙げられています。大人（町民）同様に、道路、農地、山林、空き家等適正な管理がなされていない事、家の老朽化と汚れ、ゴミの放棄が景観を損ねているとうかがえます。

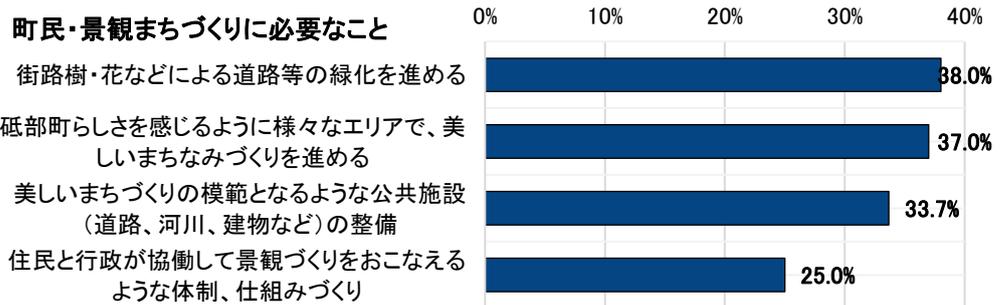


砥部町の景観まちづくり

◇道路の街路樹や花などの植栽

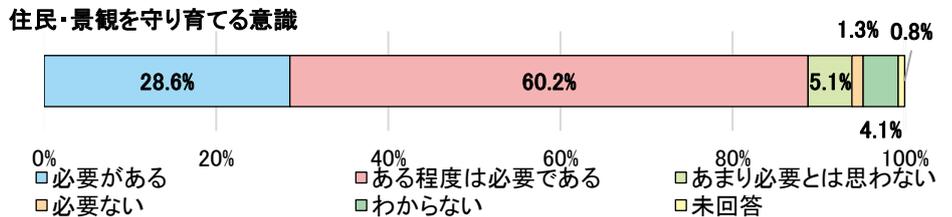
美しいまちをつかっていくために必要なことをうかがうと、街路樹や花等の道路の緑化とまちづくりの模範となる公共施設（道路、河川、建物など）整備について 3 割以上支持されています。年代別にみても同様に全年代で 3 割以上支持されています。自由意見から、道路の草引きなど維持管理への要望が多く出されています。国道 33 号の中央分離帯に砥部焼のモニュメントが並んでおり、支持を得ていることから、雑草やゴミ掃除による美化は望まれています。

美しい景観づくりは、道路の植樹や花などの植栽、その維持管理を進めていくが住民の賛同や理解を得られやすくなっています。



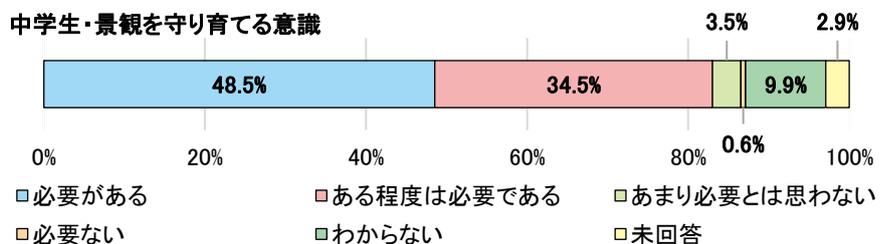
◇景観を守り・育てる高い意識（住民）

良い景観を守り・育てていく必要性をうかがうと、ある程度の必要性は広田地区を除き 9 割弱支持が得られています。広田地区では必要性については 6 割の支持に留まっています。良い景観を守り・育てていく意識は高いといえます。



◇景観を守り・育てる高い意識（中学生）

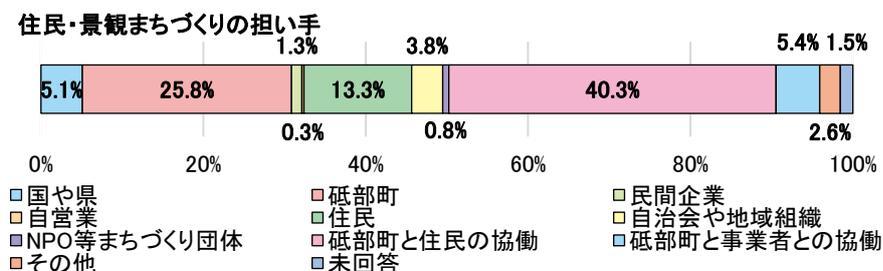
中学生に良い景観を守り・育てていく必要性をうかがうと、ある程度の必要性は 8 割以上支持が得られています。中学生においても良い景観を守り・育てていく意識は高いといえます。



景観への取組など

◇町と住民の協働

景観づくりの役割を担うのは、町と住民の2者が挙げられており、町と住民の協働による推進が40.3%、砥部町による推進が25.8%、住民による推進が13.3%となっていることから、砥部町と住民の協働が母体となって景観まちづくりの推進を図ることが大切です。まちの美化に関する具体的な取組内容を定めていくことが協働には必要なこととなります。



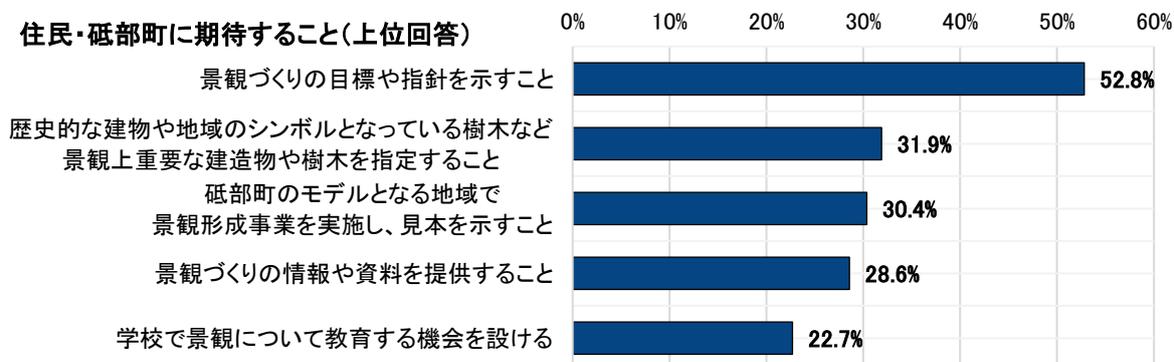
◇町への期待

景観まちづくりのために住民が砥部町に期待することは、景観づくりの目標や指針を示すことが5割以上支持されています。景観重要建造物や樹木の指定、モデルとなる地域で景観形成の事業推進の見本を見せることについては3割以上支持されています。

景観づくりの具体的な目標と取組みの内容を示し、景観計画に定めた基本方針と景観形成基準等を簡潔にわかりやすく示し、住民へ説明していくことが求められています。

また、景観づくりの情報提供・景観に関する資料提供も有効な取組となります。

住民・砥部町に期待すること(上位回答)



4 とべの景観の特性と課題

◆ 自然

- ・本町の河川は、重信川、砥部川、玉谷川、猿谷川等が町内を流れ、農業や生活に利用され、清流ではほたるが生息し、生物の生息環境としてもすぐれた水辺の空間をつくっています。
- ・仙波溪谷の溪谷美、衝上断層、銚子の滝、銚子のダム湖や各地のため池も潤いのある水辺の空間を形成しています。
- ・ホタルが生息する小川の清らかさ、ため池や田んぼなど多様な生物の生息が里地里山で見られます。
- ・雄大な山容で本町のシンボルとなっている障子山、権現山等住宅地の背後に見える山への眺望は素晴らしく、本町の生活景（＝生活の景色）に溶け込んでいます。



仙波溪谷



砥部川



里山



住宅地から見る障子山

【課題】

- ・市街地の背後に見える山の眺望を阻害すること。
- ・人口減少の影響で、里山や丘陵地の管理放棄が生じないように発生抑制の対策をとること。
- ・河川や山へのごみの投棄による景観の悪化が懸念されること。
- ・鉄塔や太陽光発電などの工作物が眺望景観を阻害しないことや携帯電話のアンテナなど山の稜線を乱さない配慮が必要なこと。

◆ 歴史・文化

- ・水満田古墳公園には、古墳時代後期の古墳が27基残されています。古代建物を復元整備した公園は、歴史的な価値を伝えています。
- ・砥部焼の歴史・文化を表す町指定文化財梅山登り窯、砥石山があります。
- ・地域の神社の境内地には、町指定文化財となる樹木などがあり、地域の生活習慣に溶け込んでいます。文化財に指定されていない樹木でも立派な樹容が樹齢の長さを表すものがあります。
- ・明治期の煙突等国登録有形文化財、県指定文化財古墳群の史跡、町指定文化財が多くあります。文化財に指定されていませんが、地域の歴史を表す史跡があります。



総津地区の立花城跡



大南にある神社



川登地区の坪内家



水満田古墳公園内の高床式倉庫

【課題】

- ・文化財を活用した観光振興に寄与する景観の取り組みが必要です。
- ・町内には文化財に指定されていないものでも、地域の歴史・文化を継承するものがあります。文化財に指定されていない史跡などは、地域の暮らしや風習に関りが深く、史跡の保全とともに周辺の美化に努める必要があります。
- ・近現代の古い家屋や施設は、地域の風習や習俗との関りやその文化性を調べ、生活景に溶け込んでいる景観資源は極力保存活用する事がが必要です。
- ・神社は、地域行事や祭事の場となっています。神社境内地内やその周辺の美化に努め、催事などの行事の風景を継承していく事がが必要です。

◆ 生活

- ・本町の住宅地は、県都松山市の郊外住宅地として落ち着いた佇まいで、比較的新しい住宅も既存の住宅に調和しており、良好な住環境を形成しています。
- ・本町の南部には集落が点在しています。
- ・本町の北部には、商業地、工業地が混在する幹線道路の沿道空間を形成しています。
- ・本町には、国道33号、国道379号の幹線道路が貫いており、交通量も多く、本町の観光、通勤、生活に利用されています。
- ・本町の北部には県立とべ動物園やえひめこどもの城、総合運動場があり、多くの利用者が訪れています。



満穂の集落



宮内地区の住宅地



高尾田交差点付近の商業施設



重光地区の主要地方道伊予川内線沿道

【課題】

- ・国道や県道の幹線道路沿いには、周辺と調和しない建築物や屋外広告看板の乱立がみられます。
- ・本町の北部の幹線道路沿道に、住工混在の住宅地がみられます。
- ・本町の南部の集落や幹線道路沿道にある工場等の施設は、周辺への配慮と敷地周囲の美化が必要です。
- ・市街地や集落に、老朽化した家、空き家、廃屋がみられます。
- ・大規模公園等の集客性が高い施設は、周囲を含めて景観保全に努め観光資源としても磨き上げることが大切です。
- ・公共施設は保全に努め、整備の場合は周辺と調和する配慮が必要です。
- ・幹線道路の歩道、住宅地内の道路、建物の周辺の美化に継続した取組が必要です。

◆ 陶街道五十三次・観光

- ・大南地区、五本松地区には、町内の窯元の半数にあたる50軒ほどの窯元が集積しています。
- ・大南地区の主要地方道に沿って窯元が点在しています。煉瓦造や煙突の光景が見られます。
- ・大南地区の中心部には、砥部焼伝統産業会館、砥部町陶芸創作館、陶板の道、陶祖ヶ丘などの施設が集中して立地しています。
- ・初雪杯酒造資料館など地場産業の歴史・文化を物語る施設があります。
- ・国道33号と国道379号沿道に陶街道五十三次のポイントが分布しています。
- ・砥部焼を道路空間や外壁に設置したり、軒先や庭先にオブジェと配置したり、まちなかの景観をつくっています。



陶里ヶ丘



砥部焼伝統産業会館



五本松地区堀にあしらった砥部焼アート



初雪杯酒造資料館

【課題】

- ・幹線道路沿道の陶街道五十三次のポイントへの道しるべや道路案内などに統一したわかりやすい案内が必要です。
- ・大南地区と五本松地区は、新興住宅地として開発が進む事は想定できませんが、建物の改築や道路拡幅などの際には、周辺の雰囲気と調和することが大切です。
- ・本町の観光振興と地場産業の振興が合わさったエリアであり、景観保全により魅力的な砥部焼文化の風土や風景を保ち、地域振興に寄与する景観への取り組みが大切です。

(2) 景観まちづくりの課題

◆ まちへの愛着と誇りを醸成する仕組づくり

住民意識調査結果から、本町の景観への愛着は高く、また、将来のまちづくりの担い手となる中学生は本町の景観は美しいと感じています。今後は協働による景観まちづくりを推進することで、住民が身近な景観形成に関わっていく意識を醸成していく仕組づくりが大事になります。

本町の景観は、砥部焼の文化、地域固有の文化、第一次産業等の営み、暮らしが表現された景観となっており、これらの価値を住民が関心を持てる分野から意識の醸成を図る仕組づくりが大事です。

◆ 景観に関する情報発信と啓発活動

風景や景観には親しみがあっても「景観計画」となると規制イメージが強く誤解を与える場面が想定されます。景観計画について、情報公開と住民説明会、研修事業、中学校などへ景観まちづくりの出前授業を実施するなど情報発信による啓発活動を進めていく事が大事です。

◆ 景観に関する知識の習得

景観計画に関する情報公開、研修事業等により、住民が知識の習得を得る機会をつくると共に中学生等に景観学習のプログラムを導入するなど将来にわたって景観に関する知識の習得が活かされるよう、全世代への景観教育の仕組みづくりが大事です。

また、景観計画は策定して終わりではありません。住民の景観へ関心や意識の向上により、景観形成方針の見直しや重点区域の設定等内容の進化を図ることが大事です。

◆ 公共施設の維持管理と整備

本町の公共施設は、住民になじみの深いものばかりです。今後の維持更新において、良好な景観形成を図るため、周囲と調和する景観形成を推し進めていく事が大事です。

また、公共施設のデザイン力の向上を目指し、デザインコンペの導入やデザイン部会の設置などにより様々な機関と協力して施設整備を進めていくことが大事です。

◆ 道路や河川の美化活動

住民の景観認識は、身近な生活環境の美しさへの認識となっていることから、道路や河川、水路、公共施設、町内の砥部焼のオブジェ等の清掃美化活動などの保全活動を協働で推し進めていくことが、暮らしの豊かさに繋がります。公共空間の管理放棄、空き家の発生、耕作放棄、山林の管理放棄等への対策を講じつつ、環境美化活動の仕組みづくりとその継続を図ることが大事です。

◆ まちの魅力向上と観光振興

これまでも、とべ動物園やえひめこどもの城でのイベントや遊び、陶街道五十三次のスタンプラリー、砥部焼まつりや七折梅まつり等本町の伝統工芸や地場産業、自然とのふれあいの場で交流が生まれてきました。住民、事業者、行政の連携・協働により、これまで以上にまちの魅力に触れる機会を創出し、魅力の向上と観光振興を図り、最終的に地域の活性化に寄与する景観形成の取組みが大事です。

◆ 災害への対策

豪雨や地震等災害により、町内の山地の斜面崩壊、地滑り、河川の氾濫、ため池やダム湖の放流(越流)による水害等が発生し、景観を損ねることを想定し、安全対策や復旧・復興において景観への配慮を考慮した災害対策を進めていく事が大事です。

第3章 景観計画区域と地域区分

1 景観計画区域

景観計画区域の設定は景観計画の必須事項（景観法第8条第2項第1号）であり、景観行政団体が定めることとなります。

景観行政団体とは「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」（景観法第7条）のことをいいます。本町は平成18年10月10日に景観行政団体になっています。

砥部町の景観を印象づけている自然環境、国道33号と国道379号沿いに点在する陶街道五十三次の施設及び砥部焼の関連施設や窯元、四季を通じて行われているイベントや地域行事は、町内の各地で点在し、あるいは実施されており、全て、一体的なものとして捉えて、戦略的な景観計画の推進に取り組むことが重要となります。

こうした観点からみると、陶街道五十三次は、町内全域に景観の軸となる線的な広がりを持っており、来訪者の視点では一体的なものとして認識されており、住民の暮らしの面では、中学校区が砥部中学校一つとなっていることから生活圏でも一体的となっています。

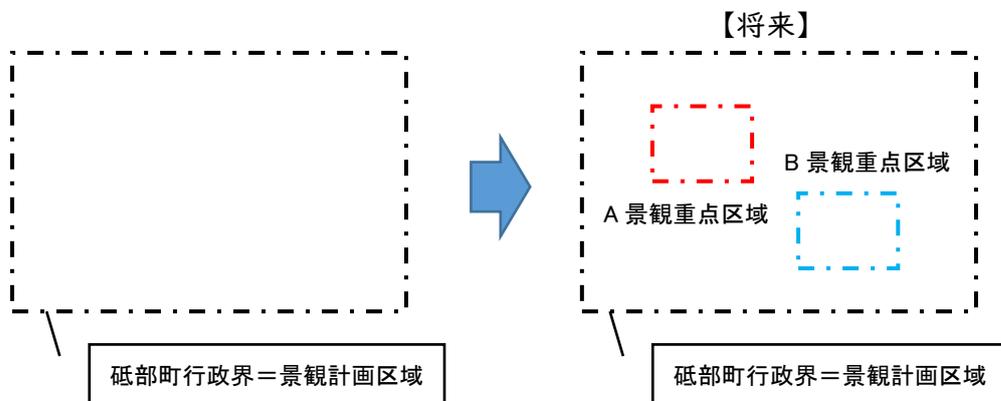
こうしたことから、砥部町のいづれどい豊かな景観を身近に感じてもらうために、全町民が景観を守り育てていく景観まちづくりを進め、一体的な配慮の下で景観計画を定めるため、景観計画区域は町全域とします。

また、土地利用や自然環境等の状況、地域コミュニティを考慮して小学校区を基に4地域に区分し、細やかに景観特性を区分していきます。今後、景観まちづくりが進んでいき、特定の範囲について、特別の景観配慮が必要となった場合は、景観重点区域等を定める検討を行います。

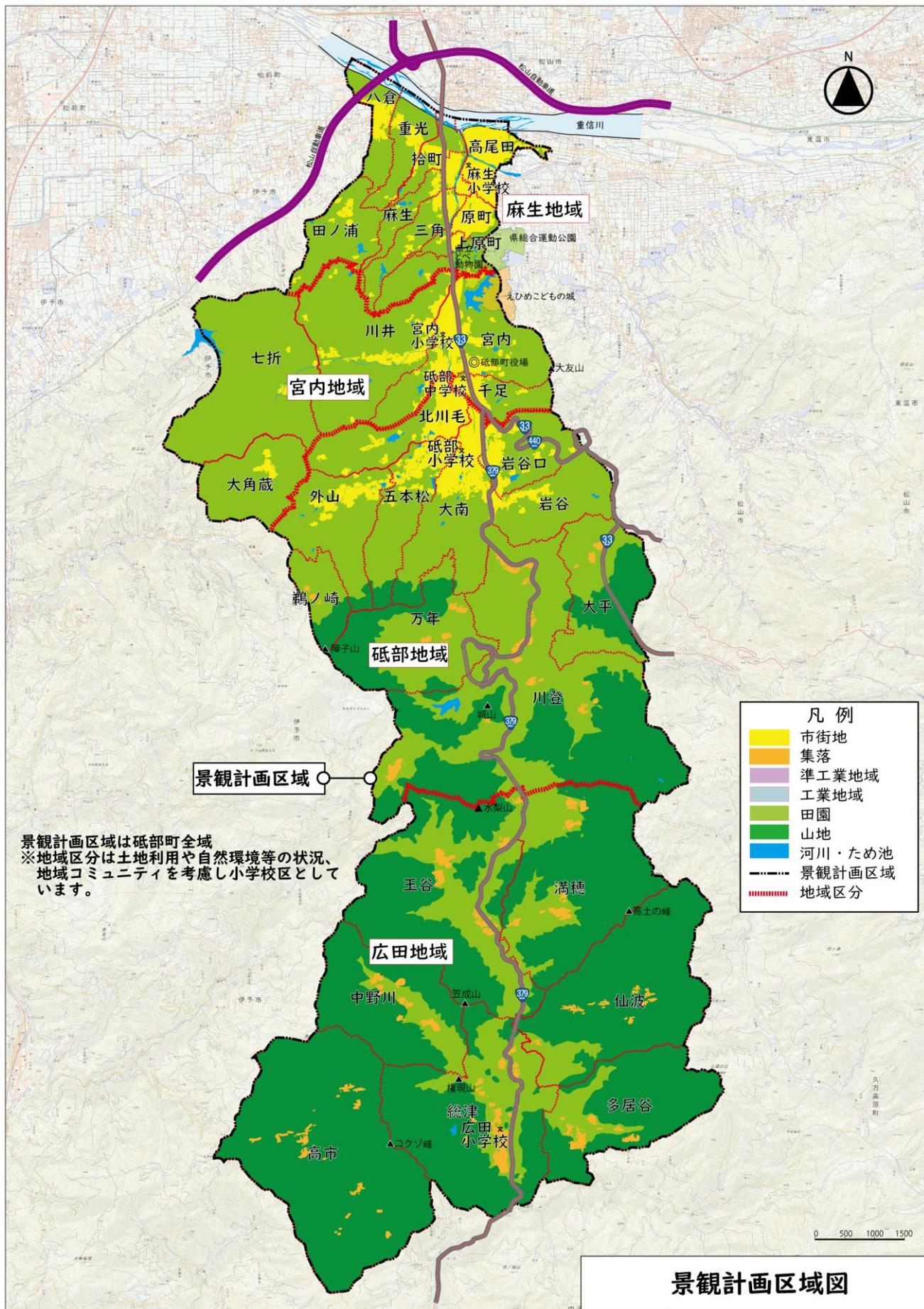
【砥部町の景観計画区域の範囲】

砥部町全域を「景観計画区域」と定めます。

(参考)



将来必要に応じて景観重点区域を定めます。

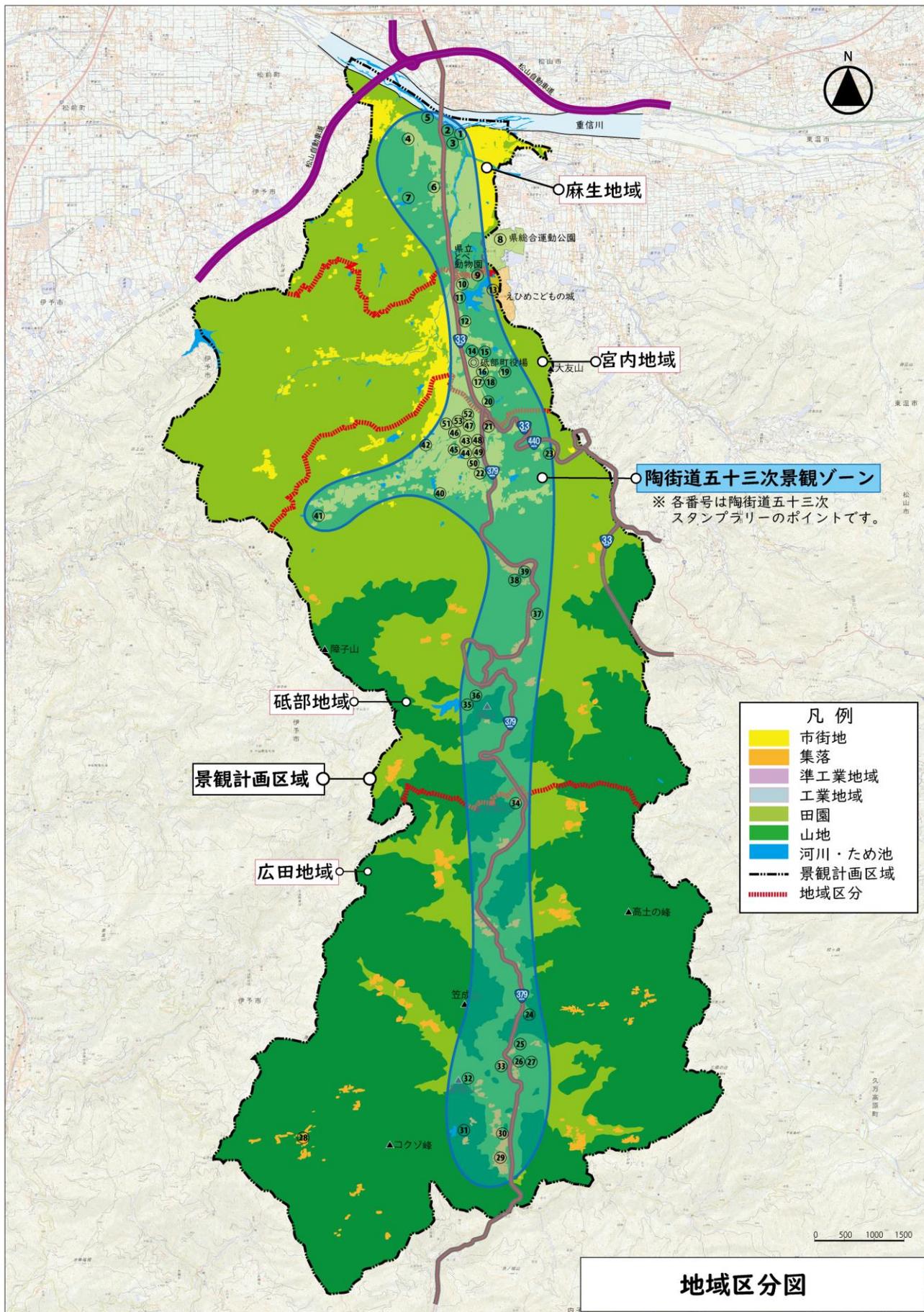


2 地域区分と景観ゾーン

- ・地形、土地利用、法規制、都市的な抑圧、産業、景観資源の特徴などを細かく見ていく事で、景観まちづくりの目標を実現が図られます。地域コミュニティを考慮し、地域コミュニティの核となる4つの小学校区にて景観地域の設定をします。
- ・景観計画は美しい国づくりを目指すなか、地域振興に寄与することが求められています。本町の地場産業と観光振興を目的として、本町の特徴あるつながりのある景観の形成を考慮し、今後の住民の生活と生業と関連した景観まちづくり活動の場としての適地を1つの景観ゾーンとして設定します。

地域区分	景観特性	既存の法規制
麻生地域 (麻生小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・とべ動物園、総合運動公園の大規模レクリエーション施設の集積 ・工業及び流通業務施設、大規模商業施設の集積 ・中高層住宅（県営団地他） ・国道33号、主要地方道伊予川内線 ・重信川（都市計画緑地）砥部川等 ・文化財（町）水満田古墳群、理正院楼門等 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域（市街化区域） ・農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域、農用地区域） ・森林法（保安林、地域森林計画対象民有林）
宮内地域 (宮内小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・えひめこどもの城、陶街道ゆとり公園等のレクリエーション施設の集積 ・文化会館、役場、図書館等公共施設の集積 ・国道33号 ・砥部焼観光センター炎の里 ・砥部焼まつり、七折梅まつり等 ・文化財（県）大下田古墳群（町）大森彦七供養塔 	
砥部地域 (砥部小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・砥部焼伝統産業会館等砥部焼関連施設の集積 ・坂村真民記念館 ・初雪盃酒造資料館、とべむかしのくらし館等地場産業施設 ・国道33号、国道379号 ・障子山、砥部川、銚子ダム湖等 ・文化財（国）衝上断層（県）霊岩寺薬師堂内厨子及び須弥壇（町）梅山大登り窯、千里城址等 	
広田地域 (広田小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅ひろた、ふるさと生活館等 ・国道379号 ・権現山、仙波溪谷等 ・権現山流しそうめん、ふるさとフェスタ等 ・文化財（国）佐々木酒造主屋、煉瓦煙突 	

景観ゾーン	景観特性	既存の法規制
陶街道五十三次 (産業・観光)	<ul style="list-style-type: none"> ・窯元の集積、砥部焼関連施設の集積 ・日本風景街道 陶街道五十三次認定 ・陶街道五十三次スタンプラリー 	



第4章 良好な景観形成に関する方針

1 景観計画区域全体の目標像と基本方針

砥部町の目指すべき景観の目標像

陶の里に生まれ、文化と自然が
いどり豊かに織りなす とべの景観まちづくり

本町は、「砥部焼」と「みかん」の産地として発展してきた中で、豊かな自然と快適な住環境との調和を図りながら、住民の暮らしを築き上げてきました。

景観計画の策定にあたり、本町が目指すまちの将来像「文化とところがふれあうまち」の実現に向けて、障子山などの山なみ、農地の緑、砥部川などの水辺空間、市街地と里山の暮らし、砥部焼の産地などの多様な要素が織り混ざり、人々暮らしや営みにより積み重ねられてきた歴史や文化を継承し、かつ、これらの要素の多様性を活かした景観の調和を図り、地域の振興に寄与する景観まちづくりのあるべき姿として目標像を定めます。



住宅地から望む障子山（左上）



五本松地区の窯元



陶街道ゆとり公園



陶街道五十三次（国道33号）の砥部焼

本町の景観形成における基本的な考え方を示す基本方針を3つの類型と1つの構造別に定めます。

景観まちづくりの基本方針

○基本方針1 ○ 類型別景観：自然

山と水辺に恵まれ郷土のこころを育むいろいろ

本町の自然資源は、暮らしの環境からいつでも見られる砥部のシンボル障子山、地球のダイナミズムに触れることができる衝上断層、造形的な岩と渓谷の美しい仙波渓谷、砥部川や重信川などの河川や銚子ダム湖やため池の水辺空間など本町の自然資源は、四季の中で多様な変化を遂げ、本町の暮らしを豊かにしています。里地里山は、農業や林業の営みとともに原風景がつくられ、継承されています。市街地にあっては、自然資源を背景とした一体的な落ち着きのあるまち並みや道路沿道の保全を図り、集落にあっては里地里山の保全を図り、自然を活用した景観まちづくりを進めます。

○基本方針2 ○ 類型別景観：歴史・文化

歴史と文化を継承した生活や生業のいろいろ

砥部焼は、原料の陶石から製作までのほとんどを町内でまかなっており、砥部焼のデザインは自然をモチーフにしたものが多く、本町の自然と歴史の中から生まれた独自の文化です。また、坂村真民さんの詩碑、記念館や広田の民話などの言葉の文化にも触れることができます。地域内の神社は地域の祭事等の場として生活に関りが深いものです。生活や生業と関係の深い歴史と文化により形成された景観は、住民の暮らしに受け継がれ、伝えられてきたものであり、今後も引き続き、本町の固有の文化的な景観を次世代に継承し、地域振興に寄与する景観まちづくりを進めます。

○基本方針3 ○ 類型別景観：生活

活力あるまち・快適な暮らしを創る生活空間のいろいろ

町内には、動物園、総合運動場公園など様々な公園、産業施設や文化会館などの公共施設が多くあり、遊び・体験・交流の場となっています。幹線道路が本町を縦断しており、生活や観光に利用されています。これらは、住宅地や集落の周りにあり、快適な生活環境づくりと関りが深く、地域内外の人々にとって魅力的で、にぎわいを創出し、生活環境と調和のとれる景観まちづくりを進めます。

○基本方針4 ○ 軸的景観：産業・観光

陶街道五十三次と砥部焼アートのいろいろ

陶街道五十三次は、町内に点在する窯元や産業会館などの施設、砥部焼に関わる名所旧跡を含むルート上に広がるものです。中でも国道33号、国道379号のルートは日本風景街道に登録されています。陶街道五十三次はスタンプラリーや四季の中で様々なイベントが行われるなど、本町の歴史・文化や産業を学び・体験する場としてにぎわいを呈しています。本町を代表する観光資源として、今後も引き続き、良好な景観形成を図り、地域の振興に寄与する景観まちづくりを進めます。

景観要素

○自然的景観要素
(田園・山地)



・ホテルの生息する小川と里地里山の様子(玉谷地区)



・丘陵地に広がる高冷地野菜の農地(満穂地区)



・砥部小学校前のため池の風景(砥部地区)

○歴史・文化的景観要素



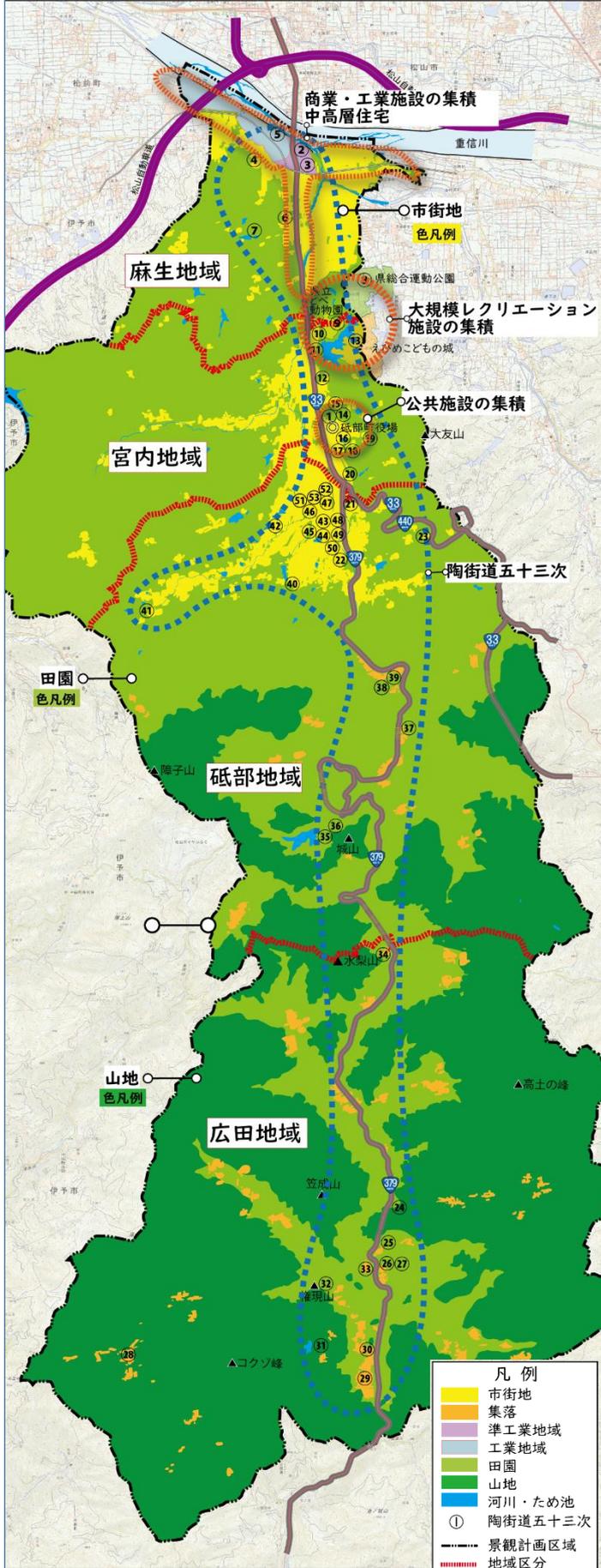
・伝承される民話の舞台となる里の風景(満穂地区)



・地域の祭事が行われる神社(多居谷地区)



・神社にある樹齢300年以上のムクノキ(大平地区)



○生活的景観要素
(市街地)



・幹線道路沿道の大規模商業施設(拾町地区)



・工業施設の集積(八倉地区)



・県営中高層住宅(高尾田地区)

○観光的景観要素
(陶街道五十三次)



・町の玄関口にある砥部焼タワー(拾町地区)



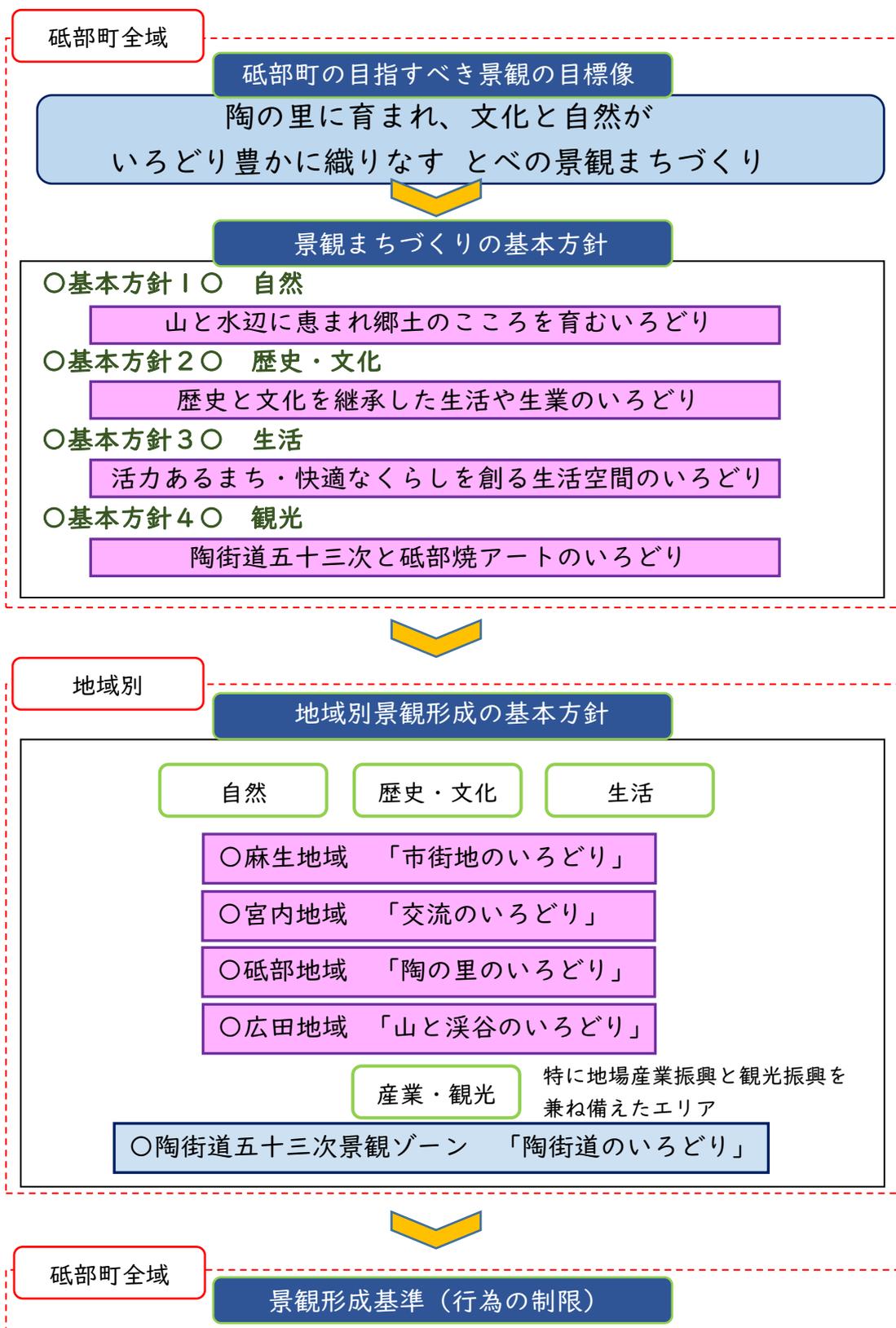
・砥部焼観光センター(千足地区)



・陶板の道(大南地区)

2 景観まちづくりの体系

本町の景観まちづくりの目標像と地域区分、景観形成基準までを体系的にまとめると以下のとおりとなります。



3 地域別景観形成の基本方針・麻生地域

(1) 景観特性と課題

■自然の景観要素

- ・なだらかな丘陵部は、農業振興地域の指定や農用地区域の指定、保安林や地域森林計画対象民有林の指定がされており、良好な農地の保全や緑の保全がなされ、業務系や商業施設のにぎわいを呈する低地部の背後に位置しています。
- ・重信川、砥部川が流れています。重信川の堤防は都市計画緑地指定され、雄大な水辺の空間は町民や来訪者の憩いの場となっています。また、重信川から伏流水が豊富に湧き出ている赤坂泉は桜が多く春には住民の憩いの場となっています。

■歴史・文化の景観要素

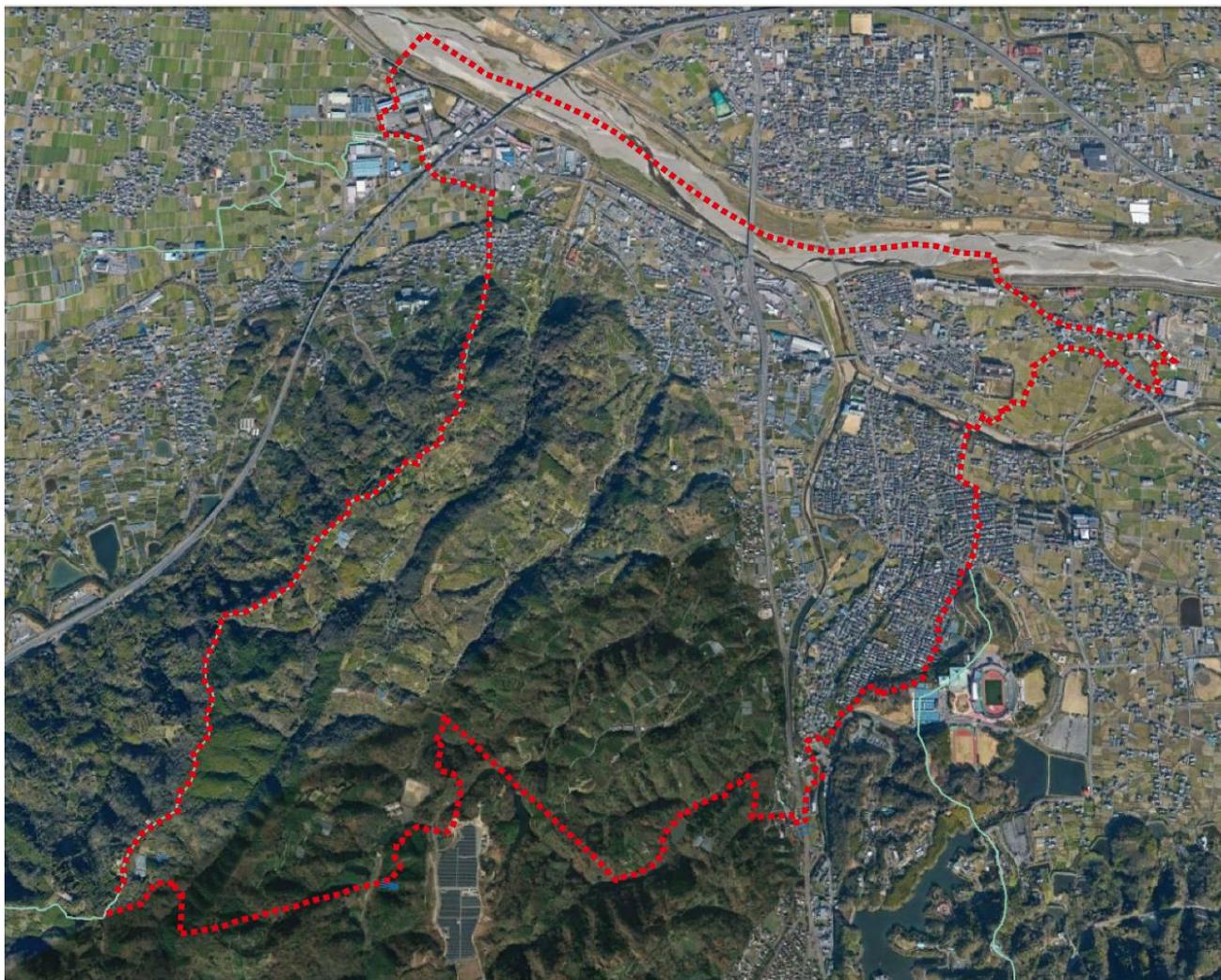
- ・地域内には県指定文化財大下田古墳群、町指定文化財水満田古墳群が保存されています。大下田古墳群は総合運動公園内にあり、古代の森として整備されています。水満田古墳群は公園として整備され、学習や体験、憩いの場となっています。
- ・麻生地域の集落が広がるところに、町指定文化財理正院楼門が残されています。理正院の中に金比羅大権現本堂があり、麻生の金毘羅さんと呼ばれ親しまれています。

■生活の景観要素

- ・主要地方道伊予川内線及び国道33号沿道に工業や流通業務等業務系の施設が立地、主要地方道伊予川内線沿道に大規模商業施設が立地し、本町の経済活動の拠点となっています。
- ・県都松山市と隣接する本町の玄関口として国道33号は、住民の生活や来街者の観光等の移動で多くの往来があります。
- ・松山市に隣接する地域の特徴として、高尾田地区などに中高層住宅が多く立地しています。重信川沿川に県営団地が立地しています。戸建て住宅の住宅団地は、静かなたたずまいを見せる良好な住環境を形成しています。
- ・動物園、総合運動公園など大規模なレクリエーション施設が集積し、多くの来訪者が訪れるにぎわいの場となっています。

◇課題◇

- ・幹線道路沿いには、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整えていく必要があります。
- ・住工混在の住宅地がみられます。
- ・県都松山市に隣接する本町の玄関口として、道路沿道の景観を整えていく必要があります。
- ・住宅地の周辺や道路の沿道の美化に取り組む必要があります。



麻生地域の全景



赤坂泉



動物園入口付近



主要地方道伊予川内線



重信川河川敷



麻生地区の住宅地



工業系業務施設

(2) 景観形成の基本方針

◇目指すべき景観の姿◇

県都松山市に隣接する地域として、大規模商業施設、工業や流通業務施設等、大規模レクリエーション施設等が立地する都市的なエリアとなっています。良好な住宅地が形成されていることから、経済活動のにぎわいを維持しつつ、良好な住環境を保全し、周囲と調和する都市基盤整備を進め、「市街地のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

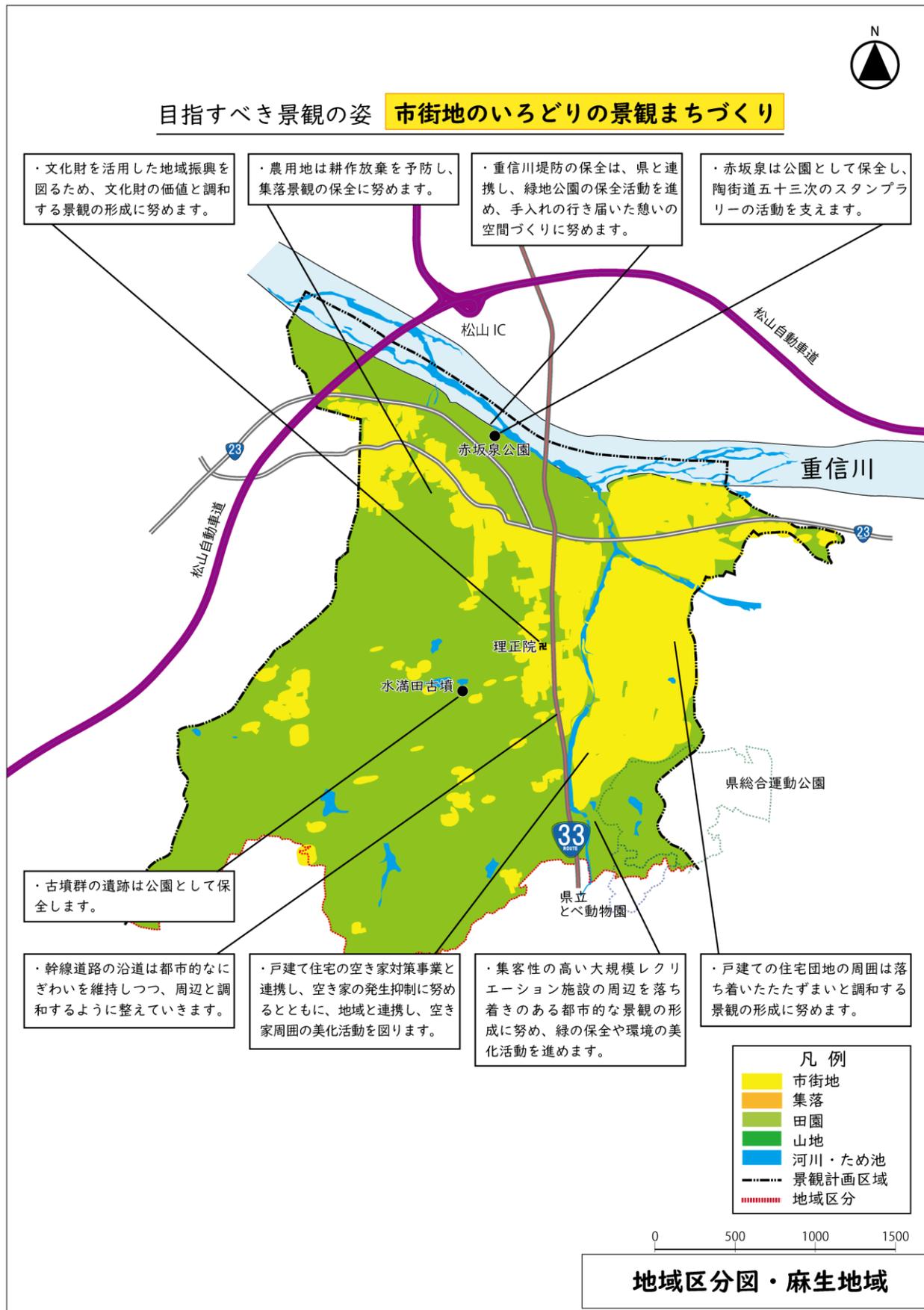
- ・重信川堤防の保全は、県と連携し、緑地公園の保全活動を進め、手入れの行き届いた憩いの空間づくりに努めます。
- ・赤坂泉は公園として保全し、陶街道五十三次のスタンプラリーの活動を支えます。
- ・農用地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・古墳群の遺跡は公園として保全します。
- ・文化財を活用した地域振興を図るため、文化財の価値と調和する景観の形成に努めます。

○基本方針3 ○ 生活

- ・集客性の高い大規模レクリエーション施設の周辺を落ち着いたある都市的な景観の形成に努め、緑の保全や環境の美化活動を進めます。
- ・戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・戸建て住宅の空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。
- ・幹線道路の沿道は都市的なにぎわいを維持しつつ、周辺と調和するように整えていきます。



4 地域別景観形成の基本方針・宮内地域

■自然の景観要素

- ・宮内地域の西側は、標高 260m 程度の山の稜線が県道 219 号沿いにあります。宮内地域の東側、通谷池の背後に標高 400m 程度の大友山があります。市街地の背後に広がる緑の稜線は、町民の暮らしと共生されています。
- ・通谷池は、農林水産省のため池百選に選定されており、秋の紅葉時期は水と紅葉の美しいいろどりを見る事ができます。
- ・砥部川、村川が流れています。河川の沿川に低層の戸建て住宅団地が形成され、住民の暮らしに水辺の空間は潤いを与えています。

■歴史・文化の景観要素

- ・地域の神社仏閣は、古くから信仰の対象となり、地域の暮らしに関りが深く、地域の習俗習慣や行事の場として親しまれています。

■生活の景観要素

- ・役場本庁舎、文化会館、図書館、中央公民館、消防署、保健センターなどの公共施設が集積しています。
- ・国道 33 号沿道に金融機関や商業施設が立地しています。また、砥部中学校が立地し、町内全域から中学生が通っています。
- ・えひめこどもの城は、多くの来訪者が訪れるにぎわいの場となっています。
- ・陶街道ゆとり公園は、スポーツやイベント会場として、町民の憩いの場となっています。砥部焼まつりの会場として使用されることもあり、多くの来街者が訪れる交流の場となっています。公園の近隣には落ち着いたたたずまいの住宅団地があります。
- ・砥部川や村川の沿川に、落ち着いたたたずまいの住宅団地があります。
- ・村川沿いに上流方向に位置する七折地区では、七折梅まつりが有名で多くの来街者が訪れます。

◇課題◇

- ・国道 33 号沿道には、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整えていく必要があります。また、道路の維持管理や美化に努める必要があります。
- ・公共施設の整備は、本町の顔となるよう、自然環境や戸建ての住宅団地の落ち着いた佇まいと調和する配慮を行い、維持管理は常に美化に努める必要があります。
- ・住宅地の周辺や道路の沿道の美化に取り組む必要があります。



宮内地域の全景



宮内地区の住宅団地



国道33号



秋の砥部焼まつり



川井地区の村川



七折の梅まつり



通谷池

(2) 景観形成の基本方針

◇目指すべき景観の姿◇

本町の主要な公共施設の集積する地域として、住民の生活と関りが深く、利便性の向上を図りつつ、良好な景観を保つ市街地のエリアとなっています。また、地域内には、落ち着いた佇まいの住宅地が形成されていることから、住民の生活の利便性の向上を図りつつ、良好な住環境を保全し、周囲の自然環境と調和する公共施設整備を進め、公共の場での様々な「交流のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

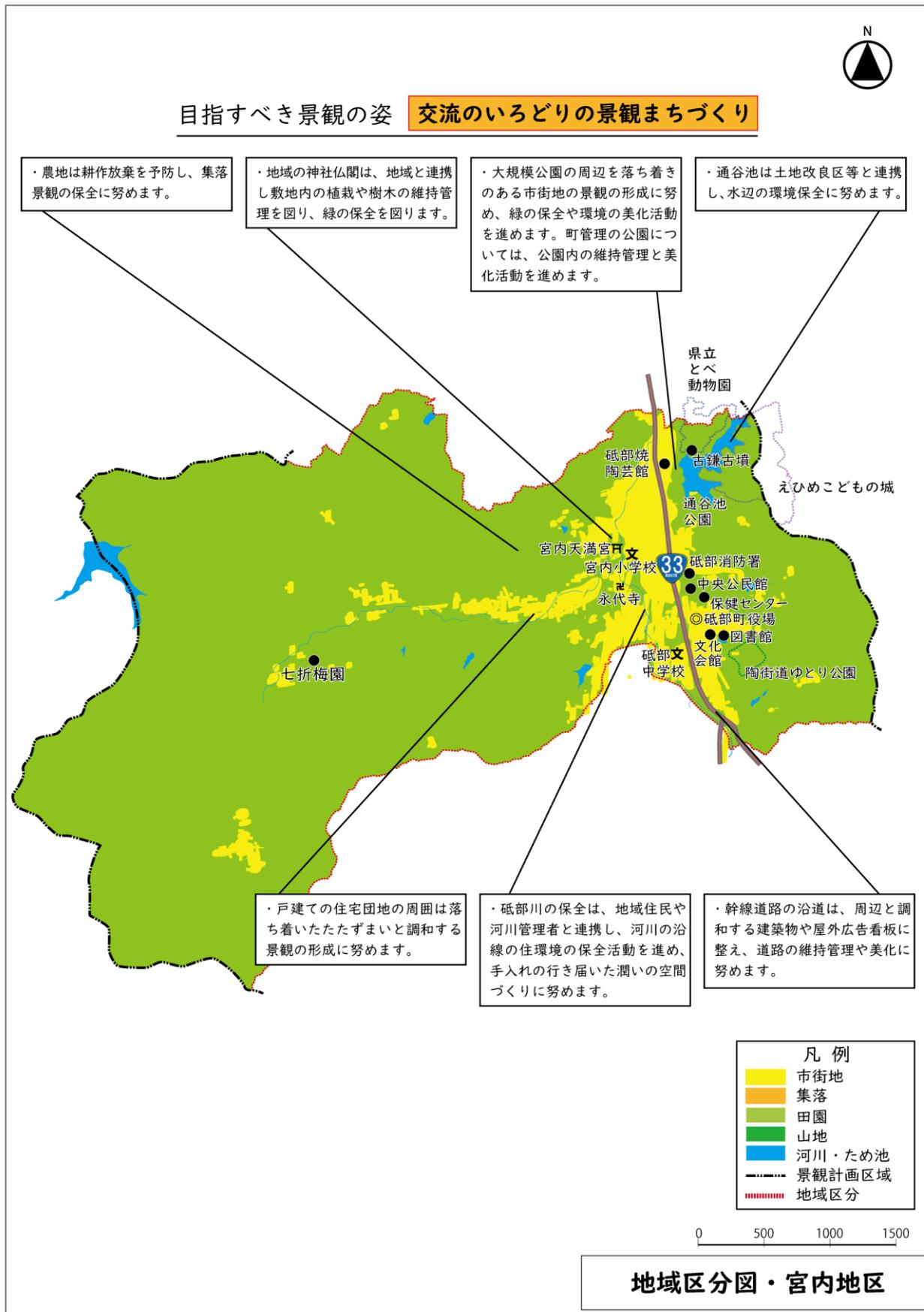
- ・ 砥部川の保全は、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿線の住環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ 通谷池は土地改良区等と連携し、水辺の環境保全に努めます。
- ・ 農地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・ 地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・ 大規模公園の周辺を落ち着いた佇まいのある市街地の景観の形成に努め、緑の保全や環境の美化活動を進めます。町管理の公園については、公園内の維持管理と美化活動を進めます。
- ・ 戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・ 幹線道路の沿道は、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整え、道路の維持管理や美化に努めます。



5 地域別景観形成の基本方針・砥部地域

■自然の景観要素

- ・障子山（標高 885m）は市街地や集落の中から見えることで、その眺望景観は本町のシンボルとなっています。
- ・銚子ダムの水辺の空間は周辺に運動場もあり憩いの場となっています。その下流にある銚子滝の美しい自然景観は四季を通じて楽しむ事ができます。
- ・国の天然記念物に指定されている砥部川の衝上断層は、周辺を公園整備されており、学びや憩いの場となっております。
- ・地域内にはため池が多くあります。周辺の農地とともに多様な生物の生息、生育の場となっています。小河川にホタルの生息地があり、ホタルが飛び交う時期に鑑賞会やイベントが開かれています。自然と営みが共生する里地里山の景観を有しています。
- ・砥部川、和田川が流れています。河川の沿川に低層の戸建て住宅団地が形成され、住民の暮らしに水辺の空間は潤いを与えています。

■歴史・文化の景観要素

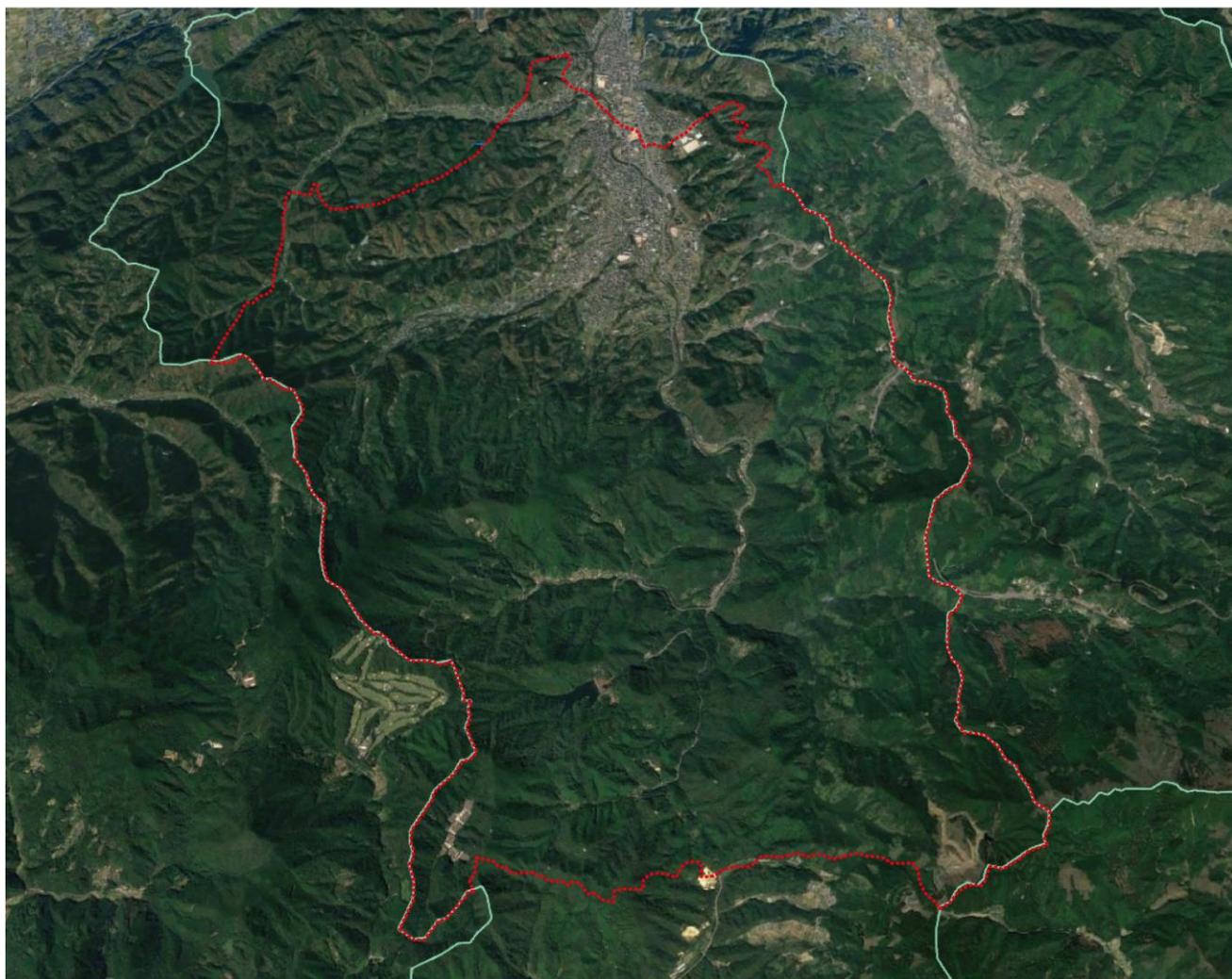
- ・砥部焼の窯元や砥部焼の関連施設、地場産業の施設など文化的な施設が多く集積し、地場産業の歴史文化を物語る景観を有しています。
- ・地域の神社仏閣は、古くから信仰の対象となり、地域の暮らしに関りが深く、地域の習俗習慣や行事の場として親しまれています。

■生活の景観要素

- ・国道 33 号と国道 379 号沿道にはゆるやかに市街地が形成されています。国道 379 号は広田地域に向かっていくと、市街地から里山や集落へ変化し、次第に山間部に入り緑豊かな景観を有しています。
- ・砥部焼まつりのイベント時は、多くの来訪者が訪れる観光交流の場となっています。
- ・大南、北川毛、五本松地区に、落ち着いたたたずまいの住宅団地があります。
- ・岩谷、万年、川登、鶉ノ崎、外山地区に集落が点在し、里地里山の景観を有しています。

◇課題◇

- ・国道 33 号、国道 379 号の市街地部の沿道には、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整えていく必要があります。また、道路の維持管理や美化に努める必要があります。
- ・里地里山の保全に取り組むとともに集落の廃屋の放置対策や周辺の維持管理に努める必要があります。
- ・住宅地の周辺や道路の沿道の美化に取り組む必要があります。



砥部地域の全景



川登の砥部川



坂村真民記念館



岩谷口の国道 379 号



銚子ダム湖



大南の住宅地



川登の国道 379 号

(2) 景観形成の基本方針

◇目指すべき景観の姿◇

砥部焼の窯元や砥部焼の関連施設、地場産業の施設など本町の文化や産業に関りが深い施設が集積する地域として、暮らしと営みが共存し、かつ、来訪者や地域との交流が盛んであり、本町の文化を表す施設整備を図りつつ、良好な景観を保つ市街地と集落が共存するエリアとなっています。地場産業の振興と観光振興に寄与する景観の形成を目指し、「陶の里のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

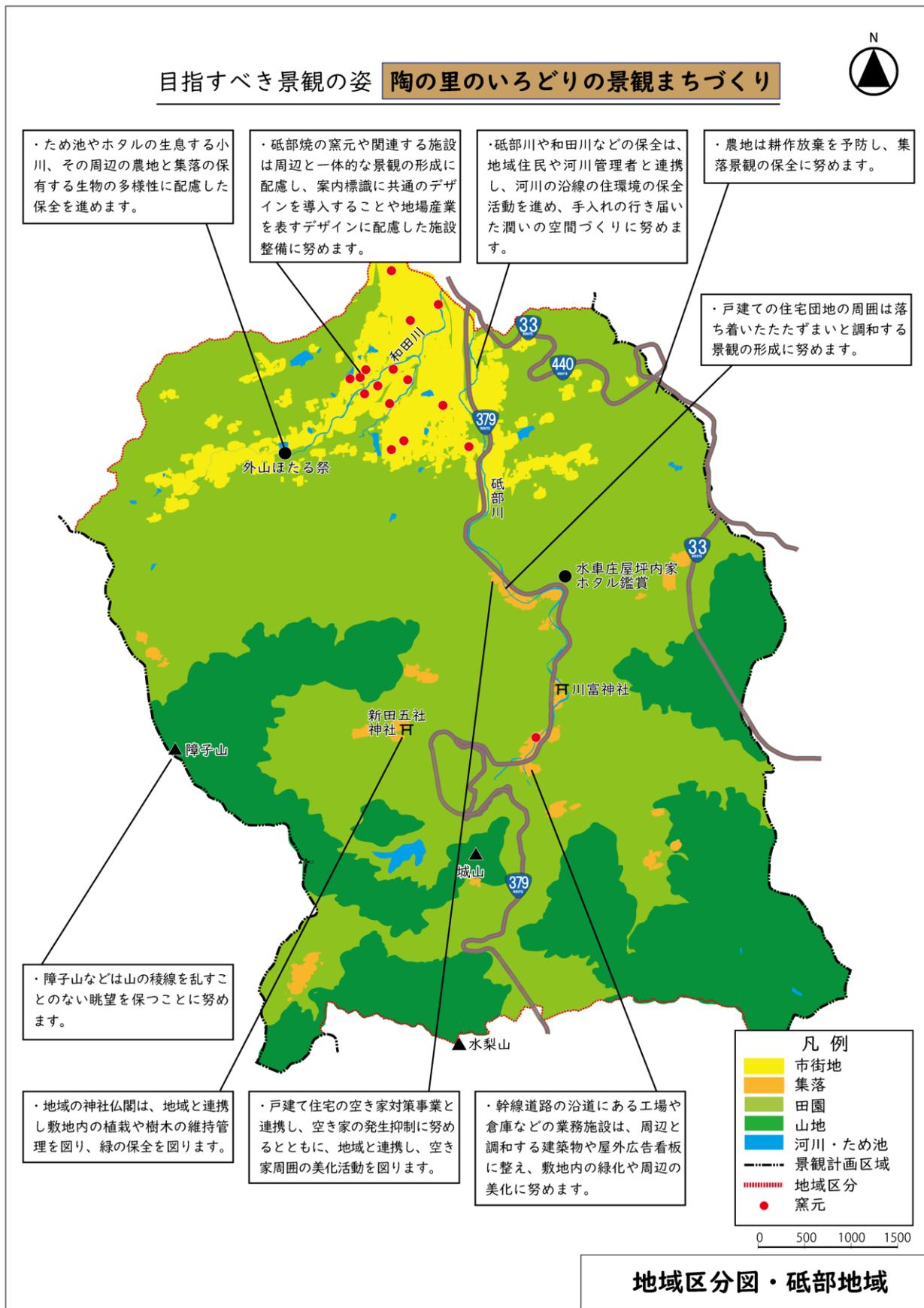
- ・障子山などは山の稜線を乱すことのない眺望を保つことに努めます。
- ・砥部川や和田川などの保全是、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿線の住環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ため池やホタルの生息する小川、その周辺の農地と集落の保有する生物の多様性に配慮した保全を進めます。
- ・農地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・砥部焼の窯元や関連する施設は周辺と一体的な景観の形成に配慮し、案内標識に共通のデザインを導入することや地場産業を表すデザインに配慮した施設整備に努めます。
- ・戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・幹線道路の沿道にある工場や倉庫などの業務施設は、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整え、敷地内の緑化や周辺の美化に努めます。
- ・戸建て住宅の空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。



6 地域別景観形成の基本方針・広田地域

■自然の景観

- ・広田地域は、国道 379 号の沿道の平地に集落が開けていますが、ほとんどは山間部となっています。山間部の中に集落と農地が点在しています。
- ・長曾池は、オートキャンプ場を備えた公園整備されており、宿泊滞在しながら自然鑑賞を楽しむ自然と親しむ場となっています。
- ・玉谷川、中野川が流れています。河川の沿川に集落が形成されています。また、玉谷、高市の小川にホタルの生息地があり、ホタルが飛び交う時期に鑑賞会やイベントが開かれています。自然と営みが共生する里地里山の景観を有しています。
- ・仙波溪谷は伊予十二景に選ばれた景勝地として、四季折々に自然鑑賞に親しむ場となっています。

■歴史・文化の景観

- ・国の登録有形文化財に指定されている佐々木酒造主屋や煉瓦煙突は、広田地域の地場産業の歴史・文化を景観として継承しています。
- ・広田地域の民話を継承する施設があります。自然環境豊かな山村の中で郷土文化を継承しています。
- ・地域の神社仏閣は、古くから信仰の対象となり、地域の暮らしに関りが深く、地域の習俗習慣や行事の場として親しまれています。

■生活の景観

- ・総津地区は、役場支所、道の駅ひろたや地域コミュニティの場となる施設が集積しており、その周辺は川が流れ、山に囲まれた自然環境と一体的な生活空間を形成しています。
- ・権現山の流しそうめんなどのイベントは山間部で行われ、多くの来訪者が訪れる交流の場となっています。ふるさとフェスタなどのイベントは地域交流の場となっています。
- ・玉谷川や中野川の沿川には、里山の田園風景が広がり、集落が点在しています。

◇課題◇

- ・国道 379 号は、道路の維持管理や美化に努める事が必要です。
- ・ホタルの群生がみられる小川は、地域と連携して保全する事が必要です。
- ・里地里山の保全に取り組むとともに集落の廃屋の放置対策や周辺の維持管理に努める事が必要です。
- ・住宅地の周辺や道路の沿道の美化に取り組む事が必要です。



広田地域の全景



総津の国道 379 号



ふるさとフェスタ



総津の商店街



中野川の集落



満穂の集落



高市の山村留学センター

(2) 景観形成の基本方針

◇目指すべき景観の姿◇

広田地域は、砥部焼の原料となる砥石の産地であり、山村の豊かな自然環境を残し、里地里山の風景が印象的な山間エリアとなっています。民話の伝承を自然環境とともに継承していくことや地域の暮らしとの調和する集落の保全活動を進め、自然豊かな「山と渓谷のいろいろ」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

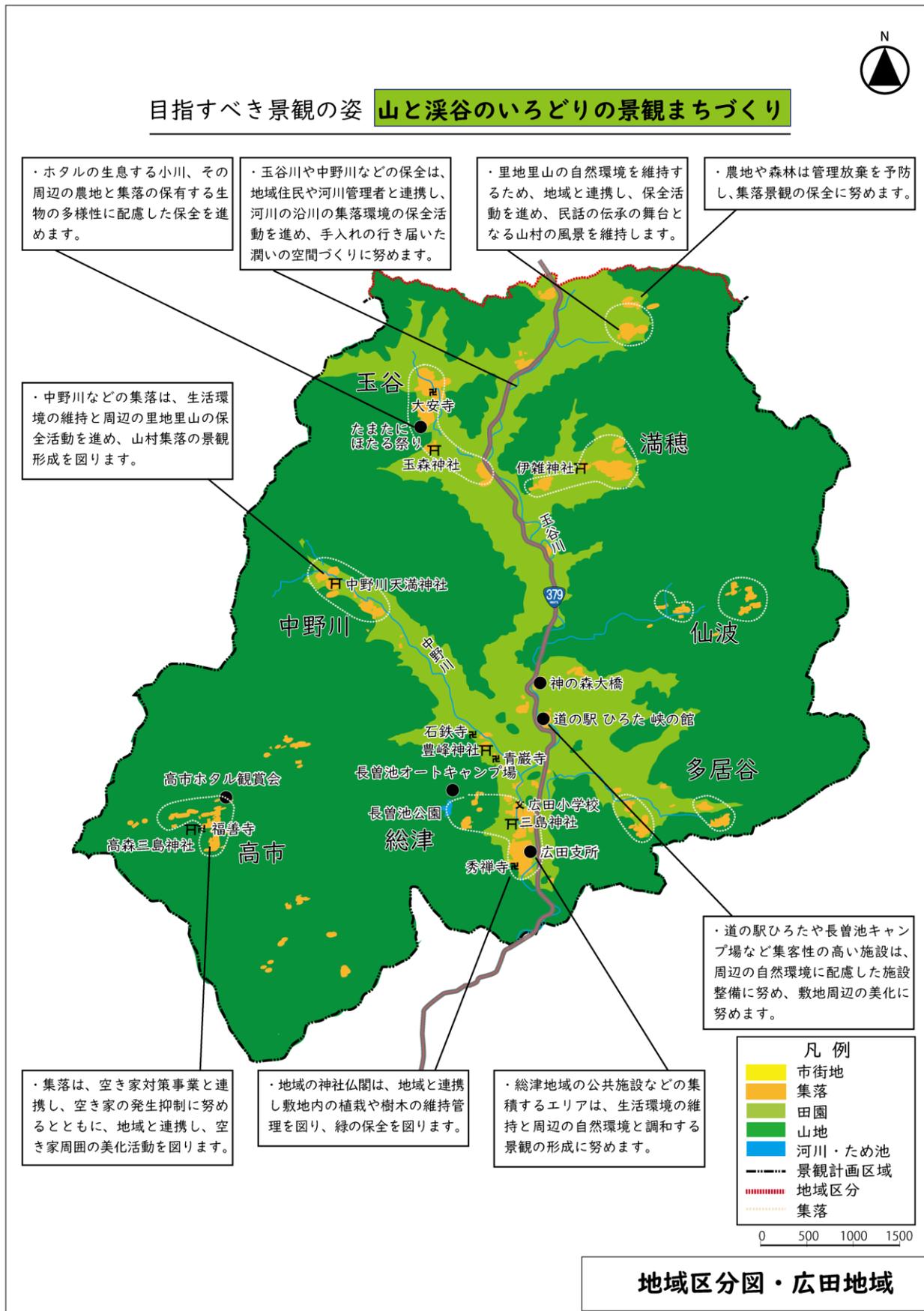
- ・ 里地里山の自然環境を維持するため、地域と連携し、保全活動を進め、民話の伝承の舞台となる山村の風景を維持します。
- ・ 玉谷川や中野川などの保全は、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿川の集落環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ ホタルの生息する小川、その周辺の農地と集落の保有する生物の多様性に配慮した保全を進めます。
- ・ 農地や森林は管理放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・ 地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・ 道の駅ひろたや長曾池キャンプ場など集客性の高い施設は、周辺の自然環境に配慮した施設整備に努め、敷地周辺の美化に努めます。
- ・ 総津地域の公共施設などの集積するエリアは、生活環境の維持と周辺の自然環境と調和する景観の形成に努めます。
- ・ 中野川などの集落は、生活環境の維持と周辺の里地里山の保全活動を進め、山村集落の景観形成を図ります。
- ・ 集落は、空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。



7 陶街道五十三次景観ゾーン

(1) 景観特性と課題

■産業・観光の景観

- ・陶街道五十三次は砥部焼関連施設や本町の特徴的な 53 の施設（ポイント）を取り上げ、スタンプラリーの取組を展開しています。国土交通省より陶街道五十三次が日本風景街道に認定されています。地場産業の振興や観光振興に資する資源が集積し、主に国道 33 号、379 号によって結ばれている景観ゾーンです。
- ・町内には、砥部焼をオブジェとして設置しており、県都松山の玄関口となる国道 33 号の本町への入口に陶街道夢タワー「愛伊砥くん」、国道 33 号の中央分離帯に壺等があります。また、家の外壁や外回りなどにも砥部焼のオブジェが見られます。
- ・砥部焼まつりや季節ごとのイベントや地域行事には、多くの来訪者が町内外から訪れ、にぎわいと交流の場になっています。
- ・陶街道五十三次の 53 の施設（ポイント）の周囲、あるいは、関連する建物や敷地といった周囲の風景が一体となった印象を与えているため、落ち着いた雰囲気のある住宅地、田園環境の集落などの暮らしの環境も含まれています。
- ・陶芸創作館、砥部焼陶芸館、砥部焼伝統産業会館など砥部焼の購入のみならず、創作体験や学習などの施設が充実しています。
- ・大南地区には、地場産業に関する施設や、カフェなどの飲食施設があり、観光目的の来訪者をもてなす施設は、近代産業施設の雰囲気を残しています。
- ・近年サイクリング愛好者が増え、サイクリングの来訪者が多くなっています。陶街道五十三次のエリアの道路にサイクリング用の路面標示が設置され、安全に配慮したサイクリングコースの設定もあります。

◇課題◇

- ・陶街道五十三次のポイントにある施設の維持とその周辺的美観への配慮が必要です。
- ・砥部焼関係者との連携による景観まちづくり活動が必要です。
- ・観光目的の来訪者や学習や体験目的の来訪者等に向けて、観光交流を促進する目的で、まちのなかの美観への配慮や案内板などに統一されたデザインの導入により、観光振興に資する景観まちづくりの仕組づくりが必要です。
- ・砥部焼の文化の伝承、砥部焼の営みの担い手づくりなど地場産業の振興に資する景観まちづくりの仕組づくりが必要です。



陶の里を巡るサイクリニスト



秋の砥部焼まつりのにぎわい



窯元の煉瓦造の煙突



五本松地区の陶街道



陶里ヶ丘団地



国道33号中央委分離帯の砥部焼



産業伝統会館



自転車通行帯の路面標示

(2) 軸的景観の景観形成の基本方針

景観ゾーン（軸的景観）は、4つの地域にまたがっているため、景観形成の基本方針は、4つの地域の基本方針に準拠します。ここではさらに、地場産業の振興と観光振興に寄与する景観形成を図るため、景観ゾーン（軸的景観）の特性に合わせて、良好な景観形成の基本方針を定めます。

◇目指すべき景観の姿◇

砥部焼は、本町の地場産業の歴史・文化を伝承するものであり、まちなみの風景の中に見られる窯元、砥部焼の創作活動の営み、産業会館などの関連施設は、多くの来訪者が訪れ、交流が生まれています。地場産業の振興や観光振興に寄与する景観の形成を図るエリアとして、国道33号、国道379号を中心とした街道筋に見られる陶街道五十三次のスタンプラリーのポイントを「つながりのある景色」ととらえ景観形成のゾーンとして定めます。創作活動、営みとまちなみの共生する「陶街道のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1○

砥部焼の文化を伝承することに配慮し、まちなみの保全を図りつつ、来訪者へ与える印象を色彩や建築物の形状・高さを整える事で統一感を持たせる。

- ・施設周辺には、突出した色彩や建築物及び工作物の形状・高さを抑えます。
- ・創作活動や営みを阻害する事のないよう、景観の形成に配慮します。

○基本方針2○

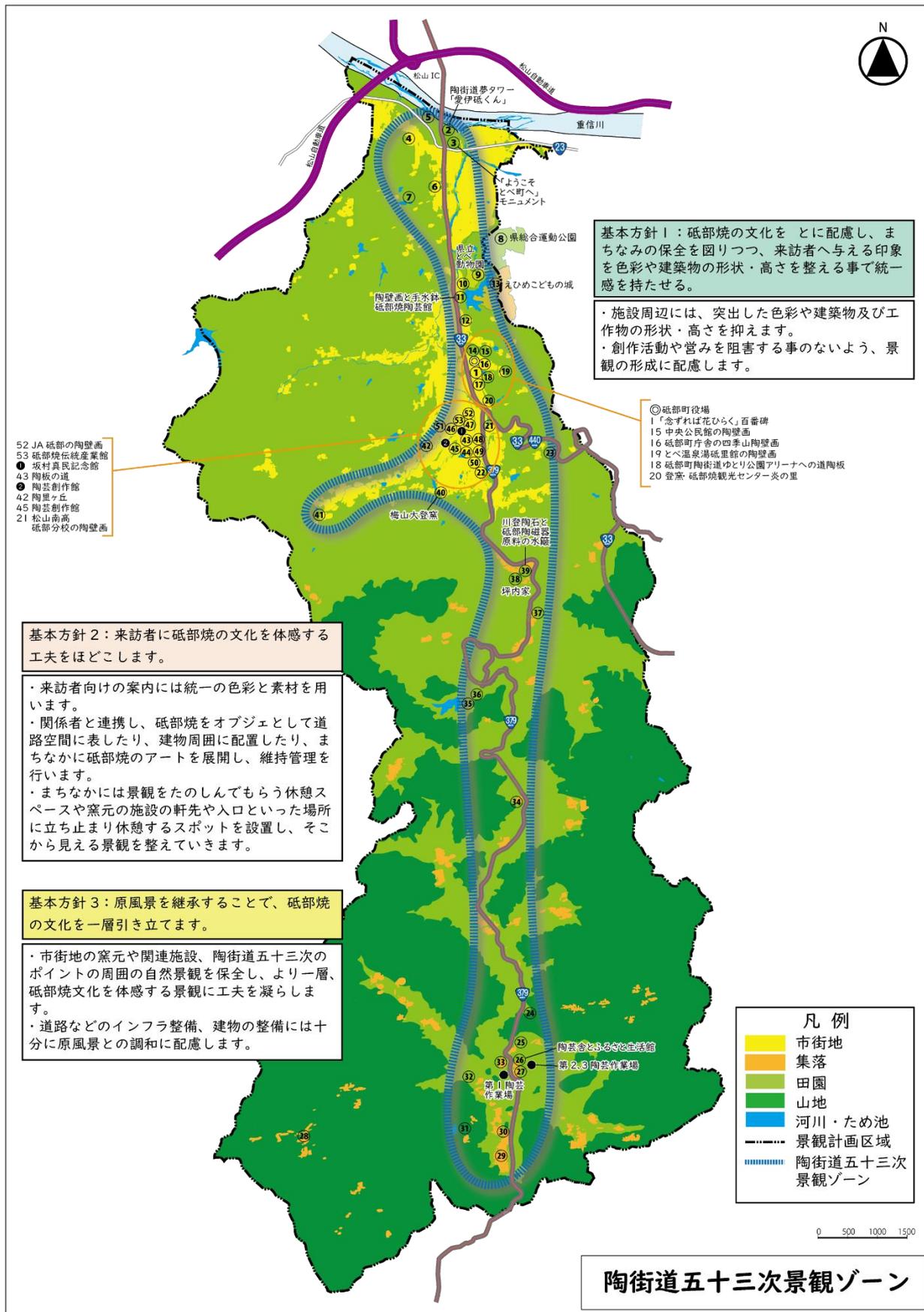
来訪者に砥部焼の文化を体感する工夫をほどこします。

- ・来訪者向けの案内には統一の色彩と素材を用います。
- ・関係者と連携し、砥部焼をオブジェとして道路空間に表したり、建物周囲に配置したり、まちなかに砥部焼のアートを展開し、維持管理を行います。
- ・まちなかには景観をたのしんでもらう休憩スペースや窯元の施設の軒先や入口といった場所に立ち止まり休憩するスポットを設置し、そこから見える景観を整えていきます。

○基本方針3○

原風景を継承することで、砥部焼の文化を一層引き立てます。

- ・市街地の窯元や関連施設、陶街道五十三次のポイントの周囲の自然景観を保全し、より一層、砥部焼文化を体感する景観に工夫を凝らします。
- ・道路などのインフラ整備、建物の整備には十分に原風景との調和に配慮します。



第5章 良好な景観形成のための行為の制限

1 届出の対象行為（景観法第16条第1項）

○届出の対象となる行為及び規模要件

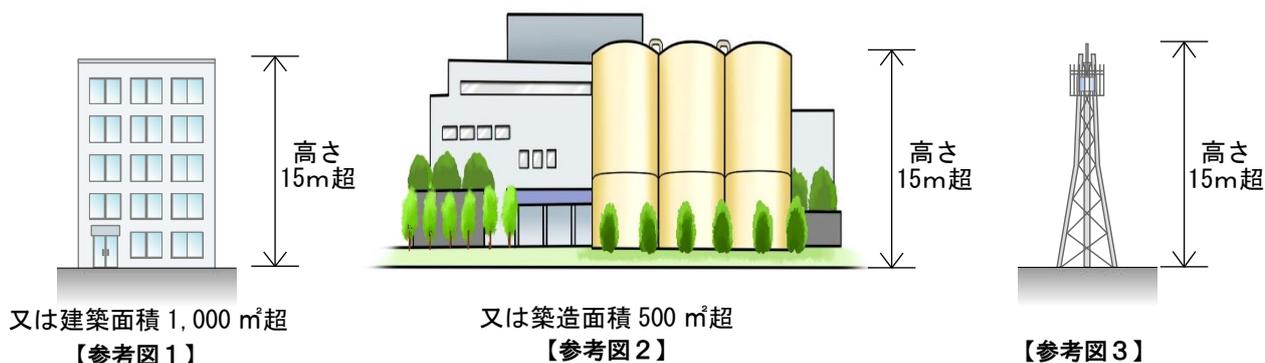
良好な景観形成に関する方針を踏まえ、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる以下の行為及び規模を届出の対象とします。対象の範囲は、景観計画区域内（砥部町全域）となります。

届出の対象となる行為の種類		対象となる規模等
建築物 景観法 第16条 第1項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転（参考図1） ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの（建築基準法施行令第46条第4項に規定する見付面積）
工作物 景観法 第16条 第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの
	プラント等 （参考図2）	<ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15mを超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの
鉄塔等 （参考図3）		
開発行為 景観法 第16条 第1項 第3号	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発面積3,000㎡以上 ※市街化区域、都市計画区域に関わらず

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

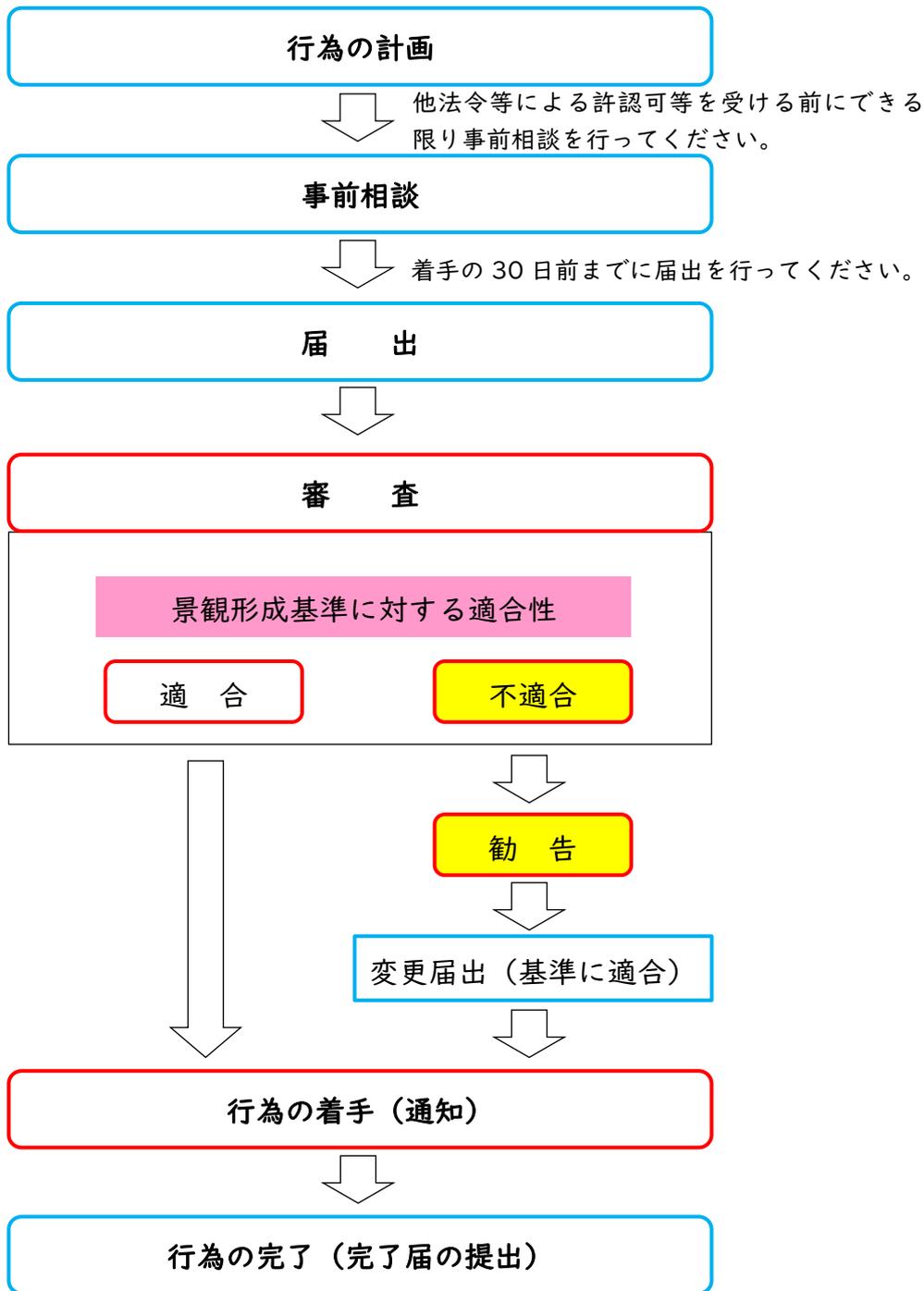
※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。

※広告塔については、愛媛県屋外広告物条例に準拠します。



○届出のフロー

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。



2 景観形成基準（行為の制限）

（1）景観形成の方針

景観形成の方針は、届出の対象となる行為に対して、景観形成の方針と景観形成基準を定めています。しかし、軸的景観の景観ゾーン内では、届出の対象とならない行為（小規模行為）にあっては、景観形成の方針に沿って景観の形成に努める目標とします。

1) 類型別景観形成の方針

◎自然

- ・住宅地や集落の周辺のみとまった緑地や森林、地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。やむを得ず伐採する場合は、周辺の緑地や森林との連続性を考慮し、それと調和した植栽を行う。
- ・比較的規模の大きな緑地や森林の周辺では、積極的に接道部や敷地内の緑化を進めることにより、緑が連続した空間を創出する。
- ・大規模な造成では、極力、現在の地形を尊重し、高い擁壁を避けるなど、良好な風致景観を維持する。
- ・幹線道路や住宅地内の道路空間、あるいは主要な視点場から、山や河川などへの眺望の視線内にある建築物、工作物（広告物など）は、良好な眺望景観の妨げにならないような形態とする。
- ・建築物や工作物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、山並みへの眺望に配慮する。
- ・山並みや河川沿いなど、眺望の対象となる資源に隣接した建築物や工作物は、その色彩や形態に配慮するなど、市街地や道路からの眺望景観を意識した見せ方を行う。
- ・自然資源や自然景観の要素となるものの周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。

◎歴史・文化

- ・歴史・文化的資源に隣接する場所では、建築物の壁面を一定距離後退させ、また、建築設備の設置や広告物の掲出を控えるなど、施設の点景が引き立つ景観を形成する。
- ・歴史・文化的資源の周辺では、それらと呼応するデザインの採用や融和した色彩の採用などにより、落ち着きがある景観を形成する。
- ・歴史・文化的資源の周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。

◎生活

(建築物)

- ・大規模な工業、商業などの施設では、敷地内にオープンスペースを確保し、高木や低木をバランス良く配置するなど、緑豊かな景観を創出する。
- ・市街地内の建築設備や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、建築物との一体化、ルーバーの設置や植栽による修景を行うなど、周辺と調和したまちなみを形成する。
- ・市街地内の青空駐車場その他の空き地は、車の出入り口の集約化や接道部への植栽などにより、まちなみとしての連続性を確保する。
- ・建築物は、地域のスケールに調和し、無理なくおさまるような配置や形態とする。
- ・建築物は、地形になじませた形態や勾配屋根とするなど、地形と一体となった景観を形成する。

(色彩)

- ・建築物や工作物の色彩は、その効果（色相は建物としての親しみやすさ。明度と彩度は近・遠景で感じる景観の全体像。）を考慮に入れ、それぞれの地域や地形に合った景観を形成する。
- ・建築物の外壁及び工作物は、経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、適切に維持管理を行い、長期にわたり美観を維持する。
- ・周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる色彩景観を形成する。
- ・コーポレートカラーやイメージカラーなどは、個人や企業の嗜好を反映した高彩度色を大きな面積で用いることを避けるなど、住民や事業者が互いに協力して雰囲気の良い色彩景観を形成する。
- ・大規模な建築物や工作物等においては、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
- ・屋外広告物を設置する場合には、周辺の屋外広告物との調和や、屋外広告物と建築物等との調和に配慮し、にぎわいの中にも節度を感じられる色彩景観を形成する。

2) 軸的景観形成の方針

◎陶街道五十三次景観ゾーン

※類型別の自然、歴史・文化、生活に全て準拠します。加えて、以下の点について方針を定めます。

- ・特徴のあるまちなみを持つ地区では、地区の持つ趣を読み取り、それを活かしたデザイン、素材、色彩の活用などにより、地区の持つ個性や印象的な風景を継承させる。

(2) 景観形成基準 (共通事項)

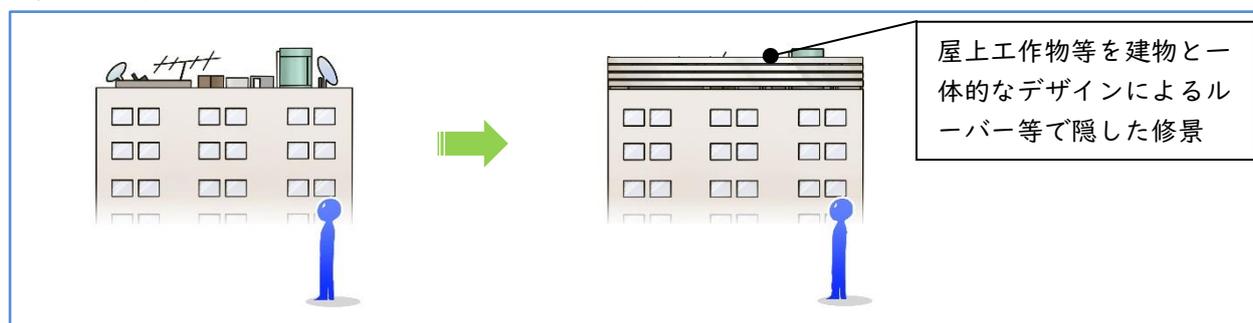
対象物	基準項目	景観形成基準											
建築物 工作物	形態意匠 →説明図1	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。 ・屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。 ・屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。 											
	配置・高さ →説明図2	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないよう工夫する。 ・幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。 ・鉄塔等は山なみの眺望を妨げないよう、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。 											
	外構・緑化 →説明図3	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。 ・道路に面する場所は花木等による緑化に努める。 ・平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。 ・機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。 											
	色彩 →説明図4	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。 ・プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。 <p>□建築物及び工作物の色彩 建築物及び工作物の外観の色彩は、以下の表のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、建築物もしくは工作物の見付面積が15㎡未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="491 1532 1182 1715"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>制限なし</td> <td>4以下とする</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>制限なし</td> <td>6以下とする</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>制限なし</td> <td>2以下とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩の基準は日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	0.1R~10R	制限なし	4以下とする	0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする	その他	制限なし
色相	明度	彩度											
0.1R~10R	制限なし	4以下とする											
0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする											
その他	制限なし	2以下とする											
開発行為 →説明図5		<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状態が、周囲の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。 ・擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。 ・斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。 ・造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景を活かすよう努める。 											

【説明図1】

○長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。



○屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。



○屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。

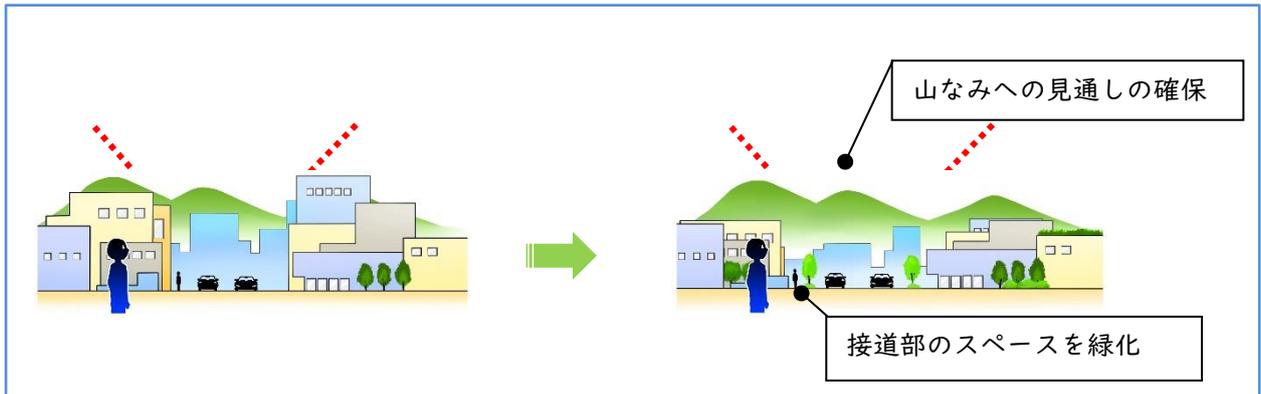


【説明図2】

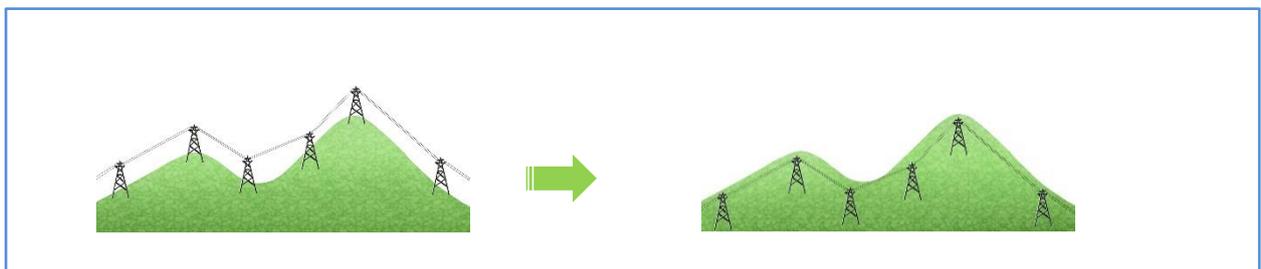
○背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないように工夫する。



○幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。

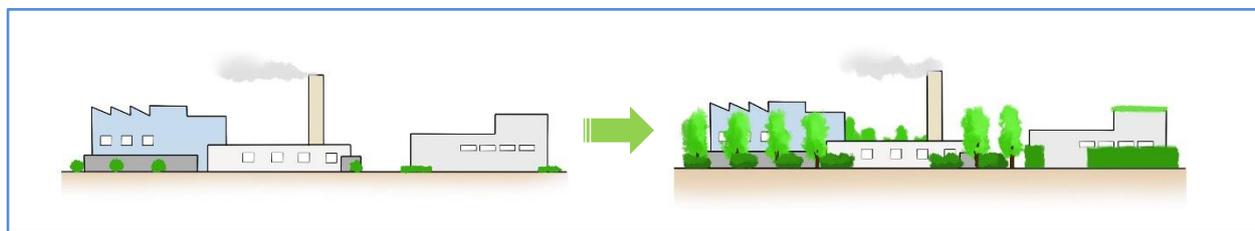


○鉄塔等は山なみの眺望を妨げないよう、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。

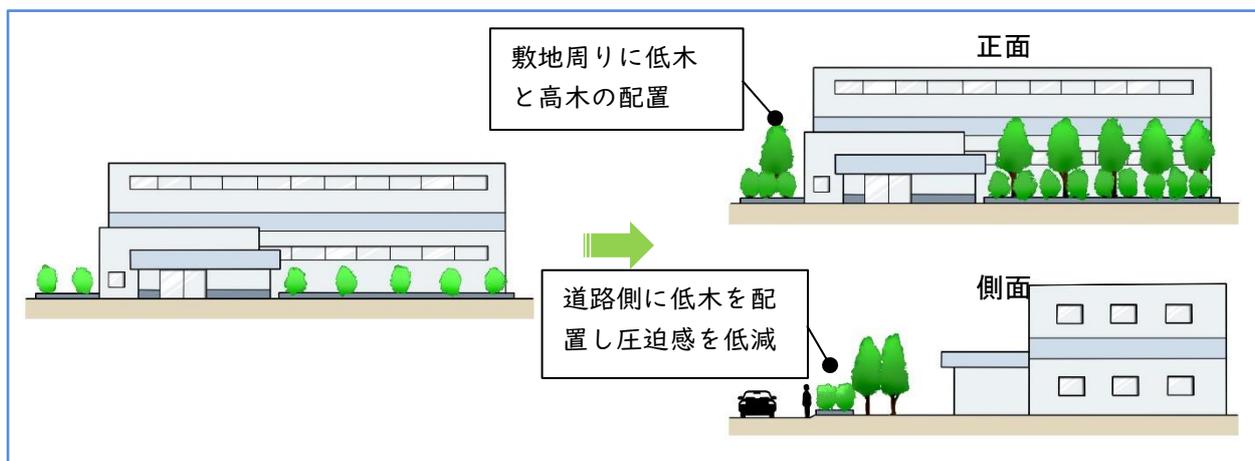


【説明図3】

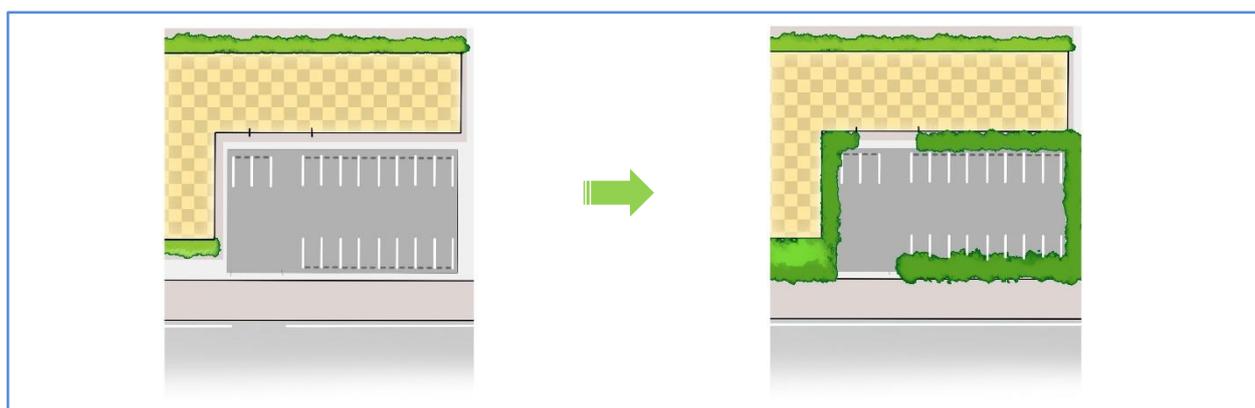
○周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。



○道路に面する場所は花木等による緑化に努める。



○平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。

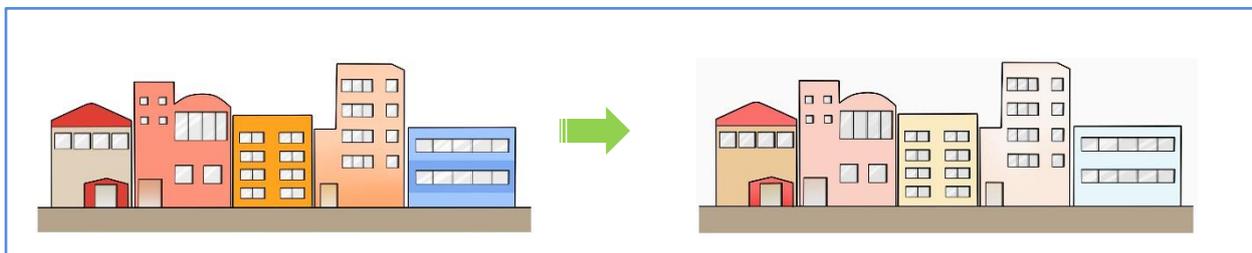


○機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。

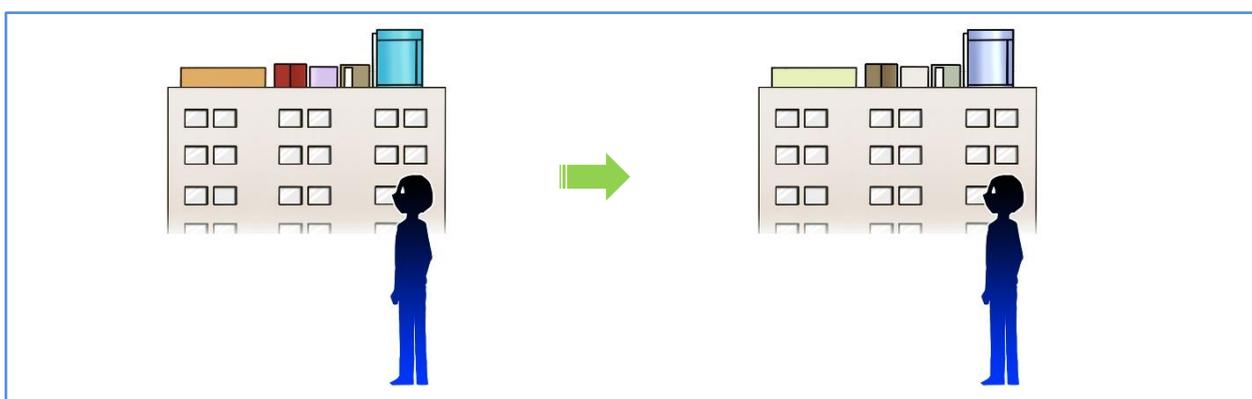


【説明図4】

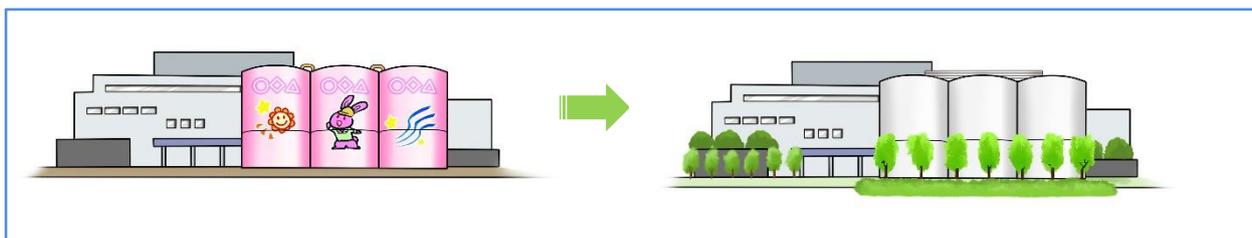
○屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。



○屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。

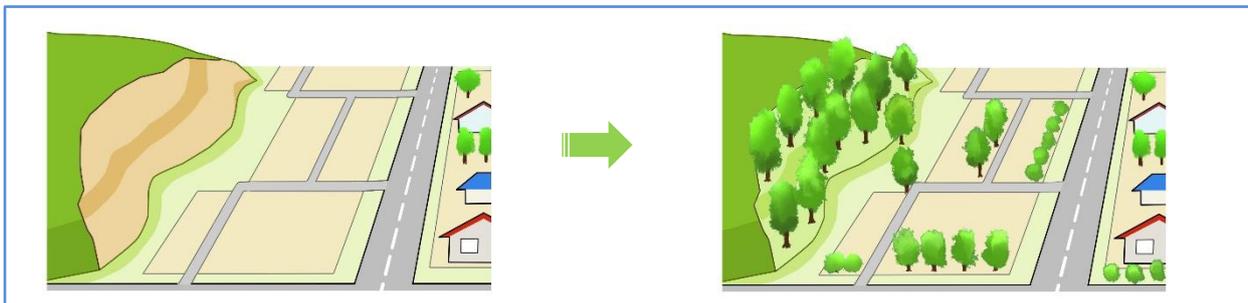


○プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。



【説明図5】

○開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。



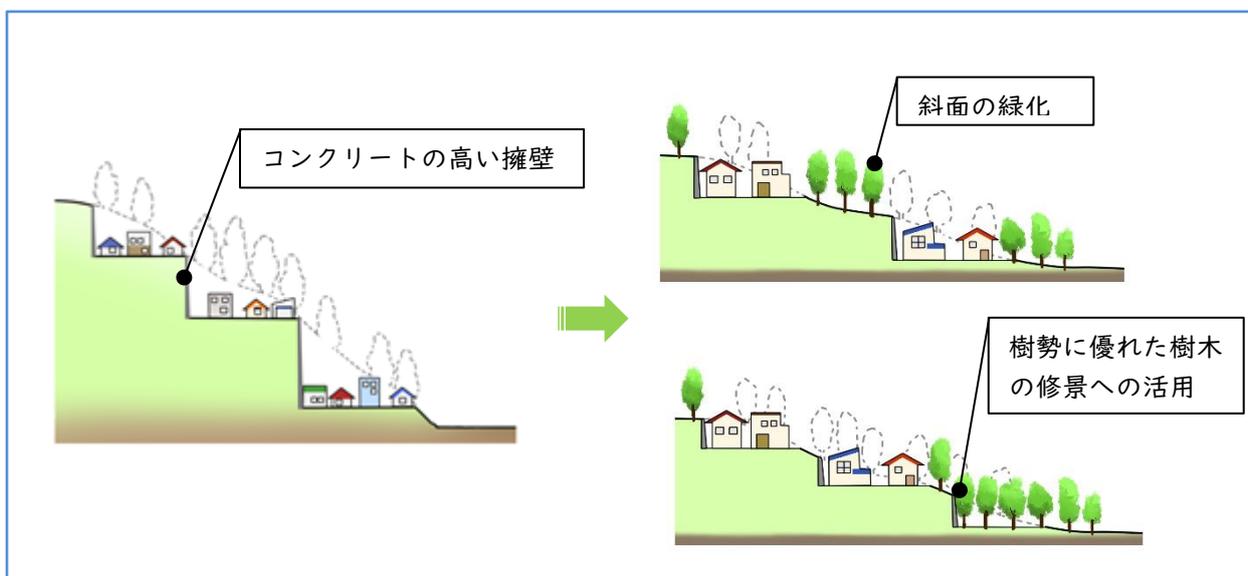
○擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。



○斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。

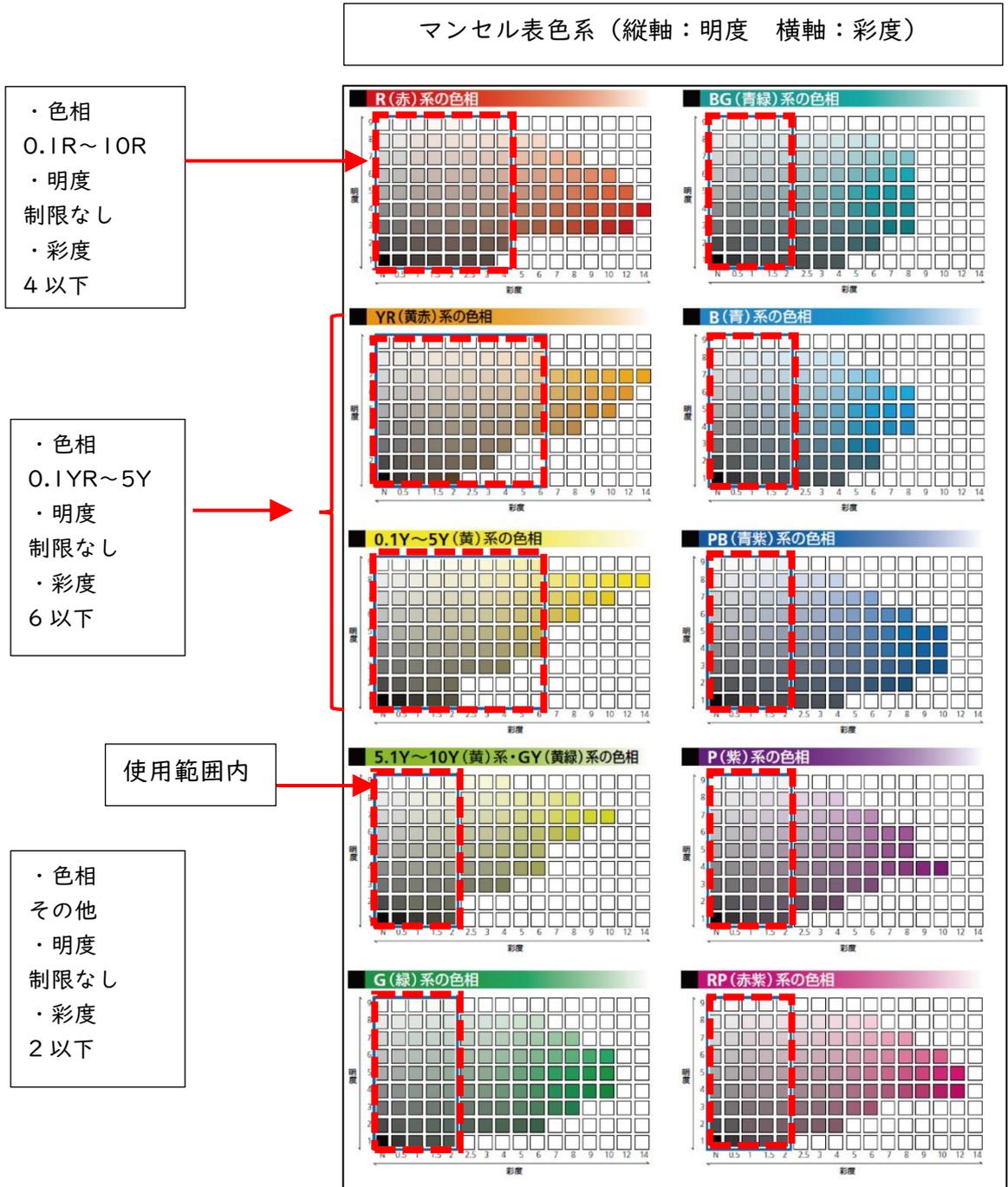
○造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。

○樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景に活かすよう努める。



(3) 色彩の設定について

町内の建築物等の色彩についてマンセル表色系に基づき現況を調査したところ、その多くが下記に示す範囲に分布していることが分かりました。一部この範囲に収まらない建築物等も存在しますが、やはりその建物は周辺景観に比較して突出して明るくなっています。このことから、周辺景観へ調和するための色彩の基準を下記の範囲に決めました。



○マンセル表色系による色彩の表し方

「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

① 色相

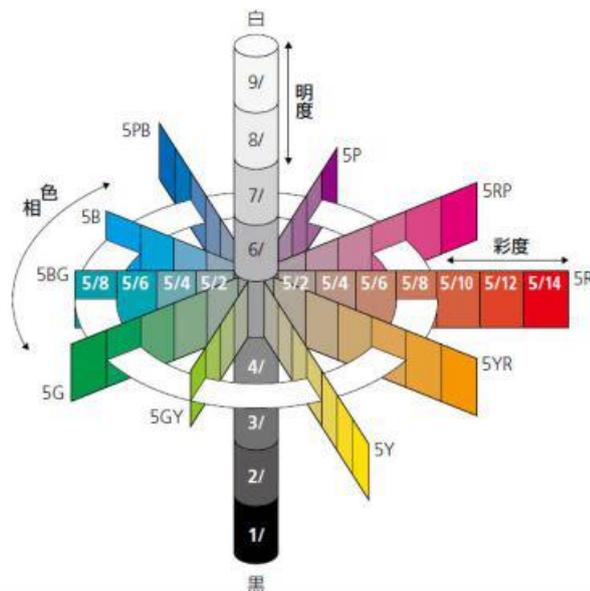
色相は、色合いを表します。10色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0 から10 までの数字を組み合わせ、10R や5Y などのように表します。

② 明度

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

③ 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14 程度、青緑や青などは8程度です。



●マンセル値の表示例

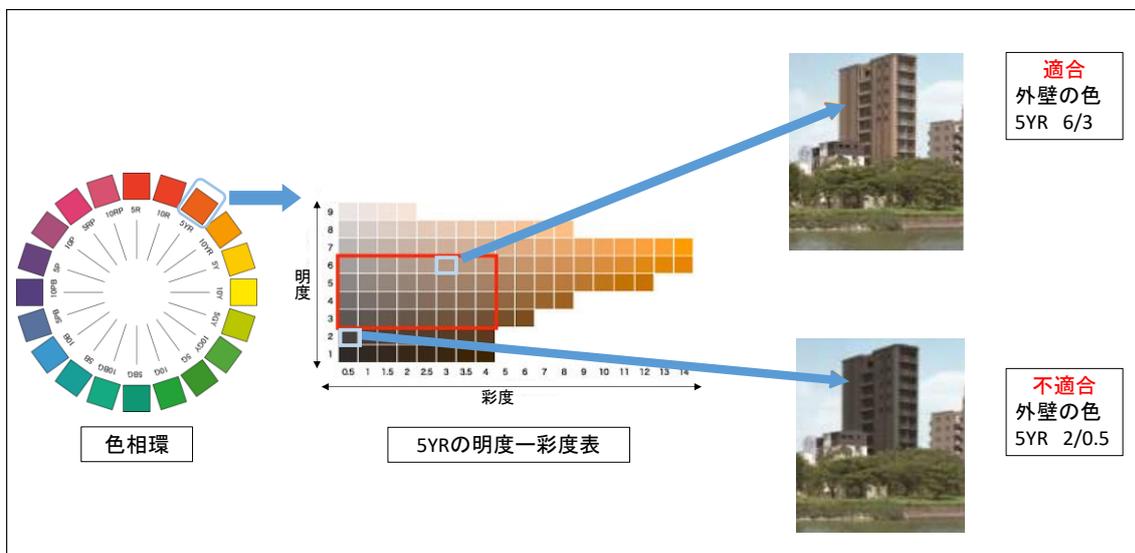
ごあーる	よん	の	じゅう
5R	4	/	10
色相	明度	彩度	

・マンセル値

マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせで表記する記号です。

・マンセル基調色の基準例（外壁）

それぞれの色相毎に、明度と彩度の分布があります。周辺のまちなみから突出するような色を避け、調和が保たれるように、色の範囲を設定します。



※色彩の基準は日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値によります。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項）

砥部町には、地域の景観を特徴づけている歴史・文化景観の要素となる建造物（建築物・工作物）や樹木があり、それらは地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素です。こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもののうち、次のいずれかに該当するものを、所有者の意見聴取、砥部町景観審議会（仮称）を経て景観重要建造物、景観重要樹木として指定します。

（1）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

■景観重要建造物

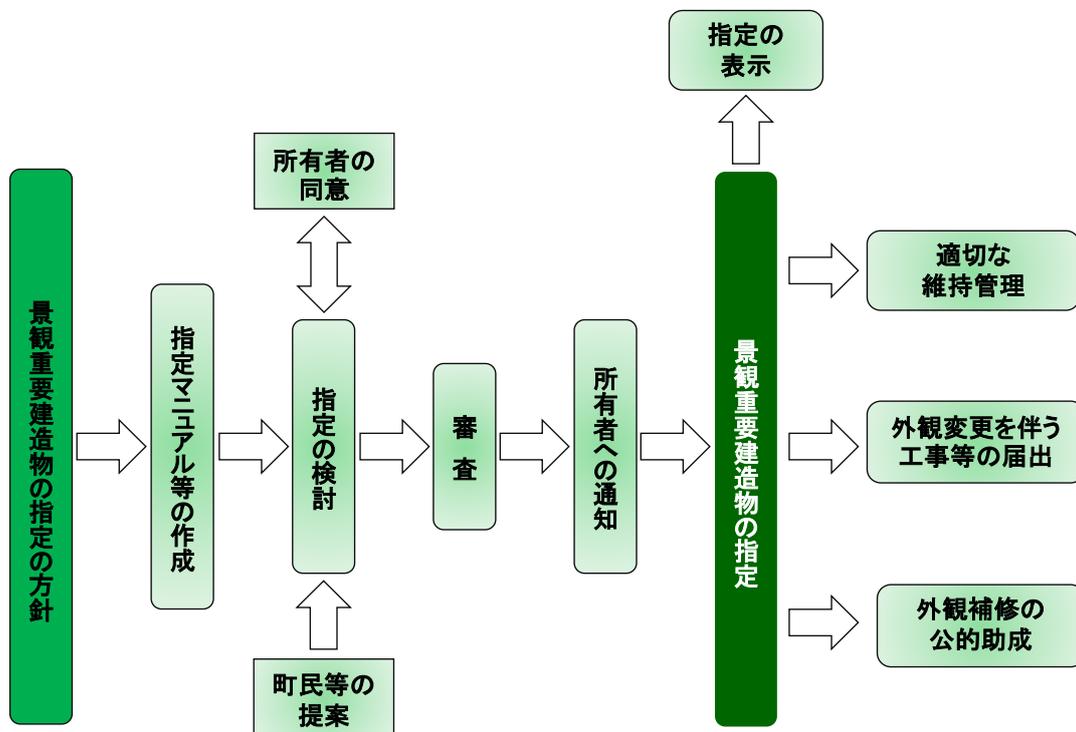
- ① 地場産業に関連する建造物で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの。
- ② 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵など、まちなみ景観を構成する要素となっているもの。
- ③ 農村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- ④ 産業遺産や土木遺産などに指定されたもので、地域の景観のシンボルとなっているもの。
- ⑤ 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- ⑥ 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。
- ⑦ 地域からのシンボルやランドマークとして親しまれているもの。

■景観重要樹木

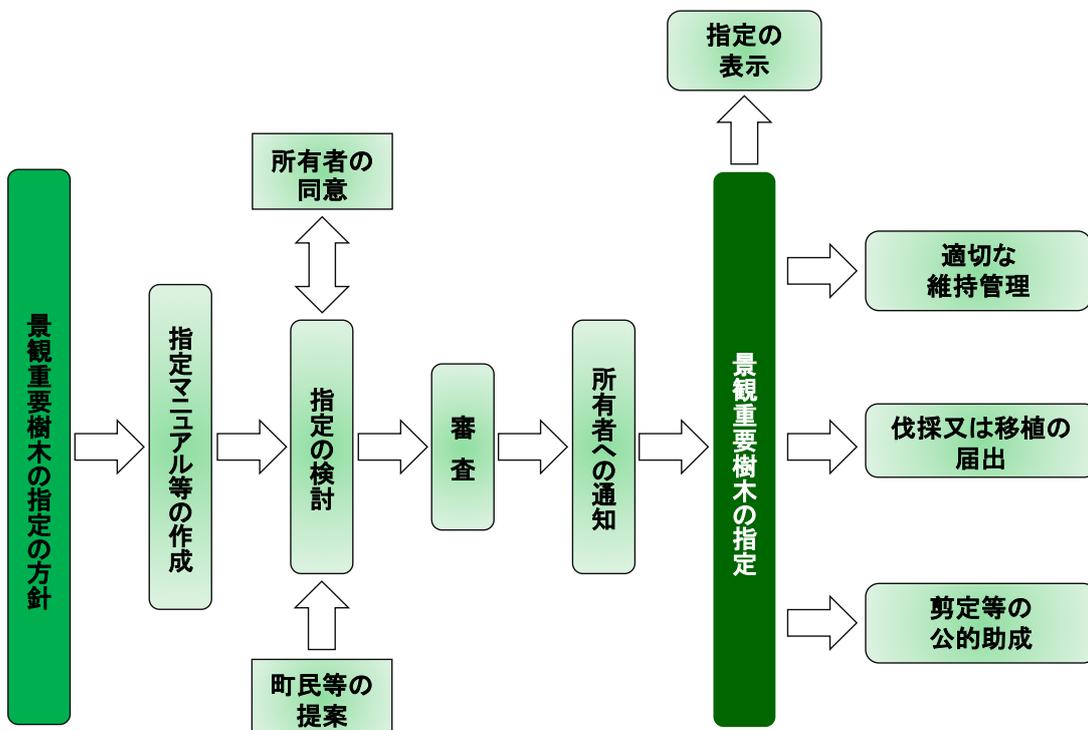
- ① 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの。
- ② 農村集落にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- ③ 河川の水辺景観を構成する樹木となっているもの。
- ④ 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。
- ⑤ 地域からのシンボルやランドマークとして親しまれているもの。

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続き

■景観重要建造物



■景観重要樹木



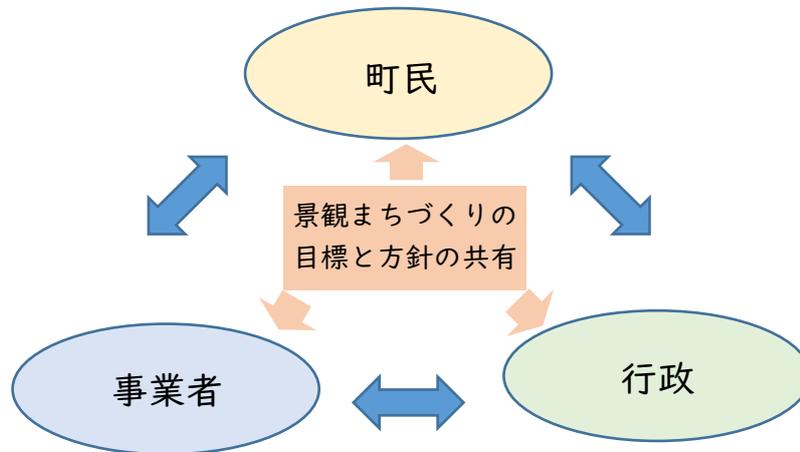
第7章 景観まちづくりの推進

1 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの人々の理解と協力が必要です。

町民・事業者・行政が砥部町の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一步一步確実に進めていくことが大切です。

本町の住宅地は落ち着いた雰囲気を持っており、自然環境の豊かさは先人から受け継いだかけがえのない美しい景観です。これらを守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



① 町民の役割

町民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、町民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取り組みが少しずつ広がり、その活動の輪が町全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとしします。

② 事業者の役割

地場産業、商業、工業をはじめ事業者は、事業活動等を通じて地域経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、道路、河川など公共の場の景観まちづくりに積極的に取り組むものとしします。

③ 行政の役割

景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、町民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援に取り組むものとしします。

2 景観まちづくりの推進体制の構築

① 関係機関との連携

国や県及び市内関係各課と連携し、良好な景観形成に資する公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、情報収集等に取り組みます。

また、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、砥部町の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

② 砥部町景観審議会（仮称）の設置

景観に関する有識者や関係団体などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観形成重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い、景観行政を進めます。

③ 町民活動の支援

景観まちづくりに関する町民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、町民が主体となった運動の活発化を図ります。

特に、地域の景観まちづくりにおいて様々な立場の関係者が協議する組織である「景観協議会」や、良好な景観形成を促進するための様々な事業を行う「景観整備機構」について、必要に応じて紹介し制度の活用を検討します。

○景観協議会（法第15条第1項）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

※必要に応じて加えることができる者

- ・ 関係行政団体 ・ 観光関係団体 ・ 商工関係団体 ・ 農林業団体
- ・ 電気事業、電気通信事業等の公益事業を営む者
- ・ 住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者

○景観整備機構（法第92条）

景観整備機構制度は、民間団体や町民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

3 今後の景観まちづくりの推進

(1) 景観形成のルールづくり

①景観まちづくりについて普及・啓発

景観計画の理念の実現のためには、町民一人ひとりの意識の醸成が欠かせません。そのため、砥部町景観計画の策定についてホームページや町の広報誌などにより町民に広く周知を図り、その理念や方針を共有します。また景観まちづくり教育の推進や、景観まちづくりに関する諸制度や先進事例の紹介に努め、町民の自主的な活動の活発化に繋がります。

②「良好な景観の形成のための行為の制限」の再検討

砥部町の景観に影響を及ぼす可能性がある比較的大規模な行為については、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行うこととしています。行為の制限については総合的な景観施策の第一歩として最低限の規制にとどめていますが、今後も地域の景観の状況や、町民の景観への意識の変化に応じて、届出の種類や景観形成基準を詳細に設定することなどを検討します。

③「良好な景観形成のための手引き」の検討

当計画において比較的大規模な行為については「届出が必要な行為」として行為の制限の対象となりますが、それ以外の、戸建て住宅、商店、事業所等の建築等についても、良好なまちなみ形成のために配慮すべき事項を示し、町民や事業者の自主的な取り組みを促すための手引き作成を検討します。

④屋外広告物に関する行為の制限について

屋外広告物については、市街地のにぎわいを演出する要素となっている一方で、設置される場所や規模、色彩などに統一感がなく、無秩序な印象を与える事例も見受けられます。また、良好な田園景観や歴史・文化的景観についても、屋外広告物によって阻害される恐れがあります。

このため、周辺景観と調和した良好な景観形成はもとより、道路利用者などの安全性や広告物の見やすさなどの観点から一定の基準を設け、にぎわいと周辺景観との調和が両立した適正な屋外広告物の設置となるよう誘導する必要があります。

本町では、愛媛県屋外広告物条例に基づき規制事務を行っていますが、今後は、景観計画に即した町独自の屋外広告物条例の策定を行い、景観形成方針の実現のため適正な届出の基準や範囲について定めることを検討します。

⑤景観まちづくりの手法検討

・景観協定による景観まちづくり

景観協定は、良好な景観形成を目的として建物の形態意匠、用途、屋外広告物、緑化や農地の保全に関する事項を土地所有者及び借地権者間の契約として結び、住宅地や商業地、工業団地などで、良好な景観を形成するためのツールです。景観協定による景観まちづくりを地域住民の発意に基づき進めます。

・景観形成重点地区の指定による景観まちづくり

景観ゾーン内や住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を「景観形成重点地区」と位置づけます。当該地区では地域住民との十分な合意形成を図りながら、範囲の設定、独自の景観形成方針、地区の実情にあったきめ細やかなルールづくり等を検討します。

⑥「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」の検討

石積みの棚田や里山等、農村地域に特有の景観を確保するという側面から、良好な営農条件の確保を図るべき区域については、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を、庁内関係課と連携のうえ検討します。

(2) 景観資源の保全・活用

①景観資源の定期的な状況把握

砥部町の優れた景観資源の情報を継続して収集し、定期的な状況把握を行います。

②景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の検討

砥部町の景観資源について、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を検討し、適切な維持管理を図ります。



地域の中で大切にされている建築物やシンボルとなる樹木

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

①公共施設の景観形成

国の機関または地方公共団体が実施する、景観に影響を与える可能性のある建築行為等については、行為の制限による景観形成基準や景観形成方針に適合するよう協議を求め、地場産の素材を積極的に用いる等の配慮とともに統一感のある公共施設の整備をめざします。

②景観重要公共施設の指定

道路、公園、緑地、河川、その他公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素です。地域の景観まちづくりにおいて、景観に配慮した適切な公共施設の整備が求められる場合、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設の指定を検討します。

(4) 景観計画の実施・見直しと充実

砥部町景観計画の施行については、砥部町景観条例の施行に伴うものとしします。

砥部町景観計画の施行後も町内の景観の現況把握に努め、状況の変化や問題意識の高まりに応じて、柔軟に景観計画の見直しを行います。

砥部町 景観計画

発行年月：令和2年9月

発行者：砥部町建設課

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL/089-962-6010 FAX/089-962-4277

砥 四 国
えひめ
TOBE
部
愛媛県 砥部町